

第四十回国会 衆議院 大蔵委員会議録 第八号

昭和三十七年二月九日(金曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事黒金 泰美君 理事細田 義安君

理事毛利 松平君 理事山中 貞則君

理事有馬 輝武君 理事平岡忠次郎君

理事堀 昌雄君

足立 篤郎君 伊藤 五郎君

大久保武雄君 岡田 修一君

金子 一平君 正示啓次郎君

田澤 吉郎君 高見 三郎君

濱田 幸雄君 藤井 勝志君

古川 丈吉君 吉田 重延君

久保田鶴松君 佐藤觀次郎君

田原 春次君 広瀬 秀吉君

武藤 山治君 横山 利秋君

春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

委員外の出席者

大蔵事務官 有吉 正君

大蔵官房財務 調査官 正君

大蔵事務官 佐竹 浩君

大蔵官房財務 調査官 浩君

参 考 人 山際 正道君

(日本銀行総裁) 坂井 光三君

専 門 員 坂井 光三君

二月七日

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のため

の特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七〇号)

二月八日

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七〇号)

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

金融に関する件について参考人より意見聴取

○小川委員長 これより会議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

本日は、山際日本銀行総裁が参考人として出席しておられます。参考人からは御多用のところ御出席をいただきありがとうございます。

まず当面の金融政策上の諸問題について山際総裁から御意見を述べていただき、その後質疑を行なうことといたします。

では山際総裁にお願いいたします。

○山際参考人 昨年の十月に私はこの委員会に出頭いたしました。当時まだにおける大体の金融情勢等について御説明を申し上げたわけでございますが、すでに年も改まりました。この際、前年を振り返っていろいろ問題点を考えますことも非常に重要であろうと考えますので、重複はいたしますけれども、簡単にその点にも触れてみたいと思います。

全体として考えますと、昨年の経済は私はやはり前年に引き続きまして、かなりのテンポで経済拡大を進め得たと考えております。その程度がどの程度であるかということは、目下各方面において計数を集められておることでありまして、いわゆる何%の成長といたことで申し上げるわけには参りませんけれども、これは相当の拡大を遂げたのだらうと思っております。しかしながら、その推移のあとをつぶさに顧みますと、昨年はまさに問題の多い年であったと思っております。むしろ根本的には日本経済におおきき活力がありまして、その活力が大いに発揮いたしまして、おそらくは諸外国にもその例の少ないような拡大を遂げたんだらうと思っております。しかしながら、いやは何と申しますか、まだ若年の経済でありまして、ときにその活力があふれ過ぎまして、その程度を逸するとい

うことはますます起り得ることでありまして、ややそういう懸念はあったようであります。昨年度におけるいわゆる日本経済の行き過ぎという点も、これらの点を中心として起こったのではな

いかと思っております。基本となりましてのは、年初は割合に平穩に経過いたしておりましたが、いわゆる設備投資の意欲が各企業において非常に旺盛になりまして、それが各方面にいろいろの現象を生じた。これは何と申しましても、その以前の三四年の間に経済活況が続きまして、その勢いに乗じてさらにその成長の道を急いだという背景があったことは、疑い得ないと思

うのであります。しかしながら、短期的に考えますと、その間に今申し上げましたような行き過ぎやその他の弊害が出まして、これを常時調整する役割にありまして、これをわれわれといたしましては、なかなかいろいろな点において配慮せねばならぬ一年であったと思っております。何と申しましたも、今日の経済の安定は通貨の価値の安定のもとに動いて参るのでありますから、その任に当たります者といましては、自然にいろいろな点において配慮をいたさねばならぬ年であったと思っております。長期の成長が進みつつあるといまして、短期の調整という

ことを忘れてはならぬというのがわれわれの任務であらうと思っております。その行き過ぎの結果は御承知の通り、わが国の経済事情の構造からいたしまして、国際収支の逆調という面

に一番強く現われて参ったのであります。そこで、どういたしまして、これを中心といたしまして、いかにすればこの逆調趨勢を回復することができ

るか、しかして通貨価値の安定を維持することができるといふことを中心に施策を考えて参ったのであります。それは要するに、一言で言われるいわゆる金融引き締め政策でございます。これは昨年春から、すでに本行といたしましては、その施策に着手いたしたのでございます。

まず四月にいわゆる窓口規制を強化いたしたのを初めといたしまして、自

来、その趨勢に応じながら、七月にも九月にも公定歩合を引き上げまして、金融引き締めの施策をとったのでござ

います。その間に、むしろ事の起こりが今申しましたような成長を急ぐあまりの設備投資が非常に勢いで伸びたといふことでありますので、あるいは設備投資の一割削減を要求するとか、あるいは国際収支改善のために輸出の優遇について非常に意を払うとか、い

ろいろなことがございまして、要するに国際収支を改善しまして、設備投資の行き過ぎを抑えていくという意味においての引き締め政策に終わったわけでございます。

しかしいまだ少くこまかく考えますと、なかなか昨年は、同じ引き締め政策をいたしたにもかかわらず、考

えねばならぬ要素が多かったように思っております。その第一は、むしろ国際収支の改善が中心であ

りますけれども、大きく将来日本がその経済的發展を遂げていきますために、いわゆる自由化政策に伴いまして、国際経済社会にうまくその地位を占めていくということが眼目でなければならぬわけでありまして。時たまたま、いわゆる技術革新が各産業方面におきまして起こりまして、これに適応するところの態勢を整備していくことがまた一つの急務とされたのであります。あるいはまた自由化に備えて激しくなる競争場裏に勝利をおさめるために、いわゆる合理化の要求もなかなか強いわけでありまして。一面においては、また経済構造上の変化、たとえばエネルギー対策というようなものが起こりまして、この変化に基づく、一方では伸ばし、一方ではあと始末をしなければならぬというような意味の問題も起こったのであります。さらにまた行き過ぎた部門におきましては、ややもすれば生産過剰傾向を生ずるといふ懸念もあつたので、その調整もいたさねばならぬということがあつたのであります。総じて申しますと、同じ態勢としては引き締め政策で当初の行き過ぎを是正するというところから出発いたしまして、内容的には今のようないろいろな問題が含まれておりますので、俗にいわれるきめのこまかい配慮のもとに、それぞれの必要に応じての対策を講じていかねばならぬというような、まことに複雑な経過をたどつたわけでございます。

すでに申し上げましたように、昨年の四月以来、日本銀行といたしましては金融引き締め政策に着手いたしておるのであります。自來もうすでに十カ月、公定歩合を引き上げましてか

らすでに数カ月を経過いたしております。もうこの辺でそろそろ金融引き締めの効果も上がつてこなければならぬ時期に参つておると思つたのであります。幸いにいたしまして、昨今における情勢は、私はこの金融引き締めの効果が、漸次ではあります、各方面に浸透をいたして参つたのではないかと実は見ておるのでございます。当初は、兩三年来の好況につれて、各企業における経済力が非常に充実をいたしておりますが、その方向転換を策しまして、これはみずからの力において相当実行できる範囲がありますから、必ずしもその向きが直ちにしろわぬのであります。また、これだけ大きな経済となつて、そう短時間で方向を転換するということはなかなかむずかしいので、ある程度の時を要することはやむを得ぬわけでありまして、幸いにいたしまして、今申し上げましたように、相当期間を経過いたしました今日から見ますと、漸次引き締めの効果が浸透し始めておるようになっているのであります。すなわち、まず最初には流通段階におきまして、あるいはその在庫の關係であるとか、あるいは商品の市況の状況であるとか、あるいは物の価の關係であるとかという方面において、この趣旨が漸次現われて参つておるようになっているのであります。やがてはその勢いがさらに生産の調整に向かい、さらにそれが発展いたしまして、設備投資の調整というところまで浸透いたしますならば、ここに本格的な引き締め政策の目的を達成するわけでありまして、この点につきましては、なおまだしばらく時間を要するのではないかと思つたのであります。

それは、国際収支の点からいたしましても、最近の先行諸指標を見ますと、やや将来が明るくなつて参つておるかのとき指標が現れて参つております。たとえば輸入信用状が非常に低く、あるいは輸出も、漸次ではありますけれども、増大しような形勢になつてきておるというような問題もあるし、あるいは内需の方面においては、機械の受託の状況でありますとか、あるいは百貨店の売り上げの数でありますとか、いわゆる最終需要の動きについても、何がしかの変化がうかがえるようになり相なつたと思つたのであります。これらの変化を生じるに至りましたことは、相当長期にわたつておりました引き締め政策が漸次その効果をあげて参つたことによると思つておるのであります。が、さればと申しまして、しからば、今日の状況がすでに本格的にいよいよ景気調整の軌道に乗つてしまつたかどうかといふ点につきましては、私ども日本銀行の者としていたしましては、まだそこまで安定的には乗つたとは言えない。いましばらく深甚なる注視を要するといふ態度をとつておるのであります。たとえば最終需要の根柢は依然として鎮靜しておりませんから、あるいは生産と在庫の關係において、生産の数量の割合には原材料輸入が低過ぎる。それはいわゆる原材料です。輸入に輸入いたしましたものを食いつぶしておる段階であるというように見ることができる。もし今後依然として生産、なにかんずく内需が衰へませんと、再び輸入原材料については輸入をしてそれを補てんしなければならぬという事態がくるわけでありまして。今ちょうどそのかね合ひであります。むしろ輸出の

振興が成功いたしまして、輸出の方面において大いに資材が必要となり、そのために輸入がふえるという状況であります。ならばこれは心配ないわけでありまして、内需の鎮靜が十分でありますので、単に食いつぶしておるという情勢がまた来たならぬとも限らぬと考へられるのであります。ちやうど今がその境目といふことでございまして、この境目はいましばらく経過を見ないとはつきり方向を発見することができない。今日すでに事成れりと思断するのは早いというのが大体のわれわれの考え方でございます。いづれにしても、その結果は、大体において今後いよいよ引き締め政策は全体としてしばらく継続する必要があるという考へておりますので、この点については従前通りの態度をとつていきたいという考へ方でおるのでございまして。幸いにいたしまして、昨今御承知の通り、これは借款であります、借款の形式によりまして、外貨の手当は相当進んでおります。あるいは日本銀行がアメリカの三銀行から二億十萬ドルの借入金をする、あるいはアメリカの輸出銀行から一億二千五百萬ドルの借款の契約をする、あるいは日本の新聞にもございまして、通約約二千萬ドルの借款の成立した、さらに進んで国際通貨基金からクレジットを三億五千萬ドルでありました、約束することができたといふことで、外貨手当ては大体順調に伸びたといふことが言えると思つたのでありますけれども、遺憾ながらこの外貨手当ての相当部分につきましては期間が短期でありまして、たとえば日本銀行が借りてお

ります金二億ドルは、使ひましてから一年以内に返還することに相なつております。またアメリカの輸出銀行から借ります一億二千五百萬ドルも、使用後一年以内に返還するといふことであります。ただ単に国際収支の均衡を回復するといふことばかりでなく、やがては再び短期の債務を返還して参らなければならぬという義務がついております。これらを総合して考えますと、今申し上げました通り国際収支の面からいたしまして、まだまだ前途に對して樂觀をしてよろしいという段階まではなかなか参つておらぬと思つた。これはいまだ少しく時の経過を見、相変わらずの努力を続けまして、さうな認識をなし得るところまで変わらざる態度をもつて臨みたいと思つております。むしろ前段にも申し上げました通り、金融引き締めの政策は漸次経済の深い部分にまで浸透して参つておるようになっているのであります。しかし短期的に金融の調整をするといふことは、これは現実の経済界を円滑に運営いたします上においては必要な措置でありまして、さしあたり第四・四半期の問題といたしましては、政府の資金の引き揚げが非常に多く固まつております見込みでありますので、これに對処いたしますために、しかるべき方法において金融界の回轉を順便にするための資金量というものは供給をしなければならぬといふことで、御承知の通り二月にはすでに七百億円の、季節的調節作用として、債券の買い上げによる資金を放出いたしました。またおそろく三月月においてもある程度は同様の方法をとつて、貸し出し形式のみに依存しな

い、資金を放出するという措置をとらざるを得ないのではないかと考えております。この点につきましては、目下しきりに各種資料に基づきまして検討いたしている次第であります。

そのほか特に今回引き締め政策で配慮いたしました点は、過去において幾たびか繰り返しました場合と同じように、ややともすれば中小企業に対する引き締めのしわが寄りやすいという傾向がありますので、過去の経験に顧みまして、当初からこの点に対してできるだけ配慮をいたします。不当に、中小企業なるがゆえに、その方面にこのしわが寄っていくことをできるだけだけ防止するために、これはむしろ政府においても各種の資金対策を講じておられますけれども、本行といたしまして、かねがね各種金融機関に対して十分な配慮を促して、その実績を見守っているわけでございます。

以上申し上げました通りの次第でありまして、本年の経済も昨年のきびしい事態を経過いたしましたからとは申しながら、依然として相当きびしい試験に当面することを覚悟しつつなお進まなければならぬというふうに実は考えているのであります。これはただに金融界ばかりでなしに、各産業界すべての経済界が十分に過去の経験を反省いたしまして、行き過ぎをよく排除いたしまして、適当な方法でそれぞれさようなことのないように気をつけると同時に、日本銀行といたしまして、常時十分にこれを注目いたしまして、なるべく早くさような事態に対してはしかるべき方法を講じて、さような短期的な調整を円滑に進めることに配慮すべきものと実は考えているのでござ

います。なぜに一体かような波瀾を、たとえば昭和三十三年にも経験したし、昭和二十八年にも経験したし、今度で俗に三回目と言われておりますが、経験しなければならぬかというところにきましては、私も深く反省をいたしておりますし、また経済各界とも反省しなければならぬ点だと実は思うわけであります。

いろいろ研究をいたしますと、むしろ人によつていろいろな説明をされるだらうと考えますが、私の考えておりますことは、日本経済全体がいろいろな条件において高度に成長を続け得る可能性を持っているといたしまして、やはり自由経済主義のうちに経済を進めて参るからには、ある程度は景気の循環というところについて配慮をする必要があると思つております。生産の行き過ぎ、あるいは供給の行き過ぎ、あるいは需要の行き過ぎということは、これは結果的にそうであつたかというところでみんながわかるのでありまして、あらかじめ計画されてそれが計画経済的に進んでおるわけじやございませぬから、景気の循環による経済界の変動ということに対して、常に相当敏感でなければならぬということが一つの教訓であらうかと考えます。同時にまた、経済の仕組み自体にまだ十分合理的でない点もございします。あるいは過当競争であるとか、あるいは流通面における各種の改正を行なわれな部分があるというところで、このひずみをより大きくするといふ点もまだ残つておるだらうと思つております。これは全体といたしまして、それぞれの上面において十分反省をし、研究をいたしまして、非常に高い月謝を払つたわけ

あります。その結果再びかかることの繰り返されないように、十分にこれは熟考研究いたすべき点と考えておるわけでありまして、

一応昨年中の経過並びにそれによりましてわれわれの考えておりますところを概略申し上げた次第であります。

(拍手)

○小川委員長 続いて質疑を行ないます。佐藤副委員長。

○佐藤(副)委員 山際さんは二度総裁をおやりになったのでありますが、前には日銀の総裁で法王にまでなつた人がありますが、どうも一萬田さんのように法王という声を聞かないのは、やはりおとなしくて大蔵省の言う通りになつておられるのじやないかという気がするのであります。中央銀行というのは、私も数年前にロンドンにも行きましたし、それからベルリンの中央銀行の総裁にも会つて話を聞いたのでありますが、本格的中央銀行のあり方として、いろいろ問題があらわれました。この委員会でも実は中央銀行の中立論という問題があらわれて、問題がいろいろあつたときにも、山際さんにも来てもらつていろいろ御意見を承つたこともありますが、今度は二度目でありまして、そろそろ山際さんらしい日本銀行の総裁としての仕事をやつてもらふことを国民は期待しておるわけでありまして、

そこで、まず最初に、一体中央銀行のあり方としてどういふ御意見を持っておられるのか。もう長い経験済みでございします。しかし山際さんの意見については、まだ聞かない点もあらありますので、その点について中央銀行のあり方としてどんな御意見を持っておいで

になるのか、簡単によろしうございしますから、御意見を承つておきたいと思ひます。

○山際参考人 私は中央銀行の本来の使命、特に日本につきましては日本銀行法の定むるところによりまして分担をいたしております使命は、一口で申しますと、通貨価値の安定というところであらうと思ひます。これはむしろ

対外的にも通貨価値を安定させると同時に、対内的にも通貨価値の安定をはかる。そのために必要な調節その他の施策を講ずるといふのが日本銀行の使命であらうと思ひます。むしろ

政府その他関係の方面において計画をお立てになることは、それは本来の使命に基づいてなされるのでありまして、うけれども、事いやくも通貨価値の安定という点については、日本銀行が法律によつて与えられた最高の使命だと思つております。従つてこの点に關する限りは、私は与えられた権能を十分にふるひまして、その職責を尽くすに遺憾なきを期したいと思ひます。その上命令以外の点につきま

しては、日本経済全体を——それぞれのしかるべき權威を持った、また合法的な方法において立てられました政策に對しては、援助、協力を惜しまないといふのが中央銀行のあり方としてしかるべきものだと思ひます。独立性と云ふことが決して独立性といふことであつてはならぬと思ひます。今申しましたような考え方でやつております。

○佐藤(副)委員 日本銀行が政府と独立だといふことはわれわれも考えておりませぬけれども、しかし昨年の九月

に引き上げがあつたのですが、その前に日銀の方から、前々からさういふ経済界の状態を憂えて、相当さういふことについていろいろ日銀側の意見があり、また実施の問題で非常にめめたこととは御承知の通りでございます。そのために一体だれが不幸になつたかといふと、やはり中小企業がそのしわ寄せを一番食つて、たくさん倒産が出ております。現に私は愛知県であります

が、去年の秋ごろから——現在もそうでありませぬけれども、相当の痛手を受けた中小企業がたくさんあるわけでありませぬ。こういう点について、一体日銀が日本経済の安定をおはかりになつておられるけれども、今まで経済成長するんだ、成長するんだと言つておつて、急に歯どめをする。そのあたりを政府や日銀が食へばいけけれども、そのあたりを大体中小企業が食ふというやうな結果が出ておると思ひますが、昨年の経過を少しここで率直に、大蔵省に遠慮せずに承つておきたいと思ひます。

○山際参考人 今申しました中央銀行としての使命を達成いたしますことは、法律によつて認められた最高の使命でありますから、この遂行にあつては他を顧慮する必要は毛頭ないわけでございます。御指摘のやうな点はおそらくさういふことに基づくと

思ひます。おそれ先ほどちよつと触れましたが、なるべく多くの人々の共感を得て、さうしてほんとうにその線に沿つて足並みをそろえていくことができれば、これが一番効果の上がる策であらうと思ひますのでありまして、従つてあるいは産業界とも

あるいは政府とも、その他の方面とも意見の調整はできるだけ手を尽くすということは、実は私が考えて参つた点でございます。それはひたすら、その行ないまする効果は最大限度に上がるようにすることに留意いたしておるわけでございます。あるいは御批評としては、そのために時期が少しおくれでその結果が他に迷惑をかけたということにもお考えかと思ひますが、私もいたしましては、間に合います最大限度において、できるだけ各方面の意見を調整して、しかるべくその政策の効果を発揮するというに実は考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 総裁は大体遠慮がちでおられるので、そういう問題は、総裁が遠慮がちなために迷惑を受ける中小企業があるというところをお考えになれば、やはり遠慮をしないでやってほしいということが一つであります。

そこで、今もお触れになりましたけれども、現在輸入原材料の在庫の問題で、山際さんは大体三月一ぱいころには輸入原材料が終わりになると言われておりますが、強気の池田総理大臣は八、九月までは大丈夫だろうと言われております。これはその間に半年か五カ月の差がありまして、日本の経済が国際的に赤字になるかならぬかという問題とからんで、そのいきさついかんによつては、経済の見通しについて非常にいろいろな結果が出ることだらうと思ふのであります。そこで私はお伺いしたいのでありますが、日銀は日本の輸入原材料の在庫が大体三月一ぱいでなくなるといふ根拠を発表されておりますが、一昨日も新聞記者会見でそういうお話をされておりますけれども、

も、その的確な材料なり、また総裁が自信を持って発表されたことでありますから、間違ひないと思ひますけれども、あなたの週日の御意見が確実であれば、これは大蔵省に対しても政府に対しても、われわれもつちめることでありまして、その点の見通しについて、ここでははっきりとお伺ひしたいと思ひます。

○山際参考人 在庫の数量に關しまする統計は、実は非常に精密ということにはなっておりません。この点は非常に将来の経済の趨勢を卜する上において、精密であることを要しますから、企画庁におかれては、在庫数量の調査というものについていかなる改善をほどこすべからぬか、目下鋭意検討されておると思ひます。これはしばしば在来の景気の変動におきまして、あとから考えますと、もう少しあつたはずだ、あるいはあとから考えればそうではなかつたのだというふうなことで言われておりますけれども、実は今日までのところは、水かけ論に終わつておるのであります。私もさういふ材料を中心として企画庁その他の材料を中心に検討いたしておりますが、私も何も四月一日からどうなるというのを申ししたわけではございませうが、大体第一・四半期はもうそろそろ在庫補てんという気が起るために、あるいはもし生産が、先ほど申しましたような趨勢をたどるなら、つまり内需に相当の部分を費やした生産が高水準で続きますならば、国際収支に影響を及ぼすような在庫補充の問題が起るというのを申し上げておる程度なものであります。これを科学的に現在のはどの品目についてはどの程度の在庫があつて、それが輸出用であるかあるいは内需用であるかという点を、数量的に申し上げる材料まで日本の現状は進んでおりません。これは数十万の各メーカー、商社等から詳細にこれをとるといふことは、なかなか実行もむずかしい点も多いと思ひますから、相当の誤差が起り得るということとを十分考えた上で、御承知の通り日本銀行はどちらかといひますと、固く踏む方でございますので、その辺から氣をつけていかなければいかぬということをお願いしておるのでございまして、十分に御質問の答えにならぬかと思ひますが、数量的に今これだけあつて、これを調整して食いつぶしていけば、何月からこうだといふことをお答えできないのは残念でございますが、これは過去の経験による一種の勘と申しますか、考え方を申し上げた次第でございます。

○佐藤(観)委員 これは重大な問題で、私は、四月一日から在庫がなくなるといふような、そういう厳密な問題ではありませぬけれども、少なくとも三、四月ころまで、一カ月ぐらゐの違ひはいけけれども、政府の発表とは半年近く違つておるわけでございます。あなたの厳密な数字で、考え方で、八月か九月ぐらゐまで持つというだけの自信が、あるかどうか、一言伺つておきたいと思ひます。

○山際参考人 私は今申しました通り、在来の生産の数字から申しますと、やはり内需をもう少し押えていく方が安全だと考えております。なぜかと申しますならば、引き締め政策を依然として堅持するということに相なるわけでございます。反面におきま

しては、なるべく輸出を増進する政策を推進する、また一面においては、いわゆる国民貯蓄、資本の蓄積に力を入れまして、そうしてそれがいわゆる内需の最終需要として現われて参るところをなるべく押えていくという方策を練つていくことによりまして、なるべくこの在庫補充のために再び輸入が増大するといふ危険を避けていきたいと考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 その次は、先日御発表になりましたけれども、金融と証券に關する関係であります。これは非常に大きな問題でありまして、一萬田さんのときには、証券は企業の一環として考えられて、いろいろな手を打たれたやうであります。山際さんのときには、そういう問題が固まつてしまつて、別段そういうのはつきりした政策を打たれたなかつたといふところにいろいろ問題があるわけでございます。さういふ点について、山際さんは今問題になつております証券の金融のことについてどのようなお考えを持っておられますか。さういふ点あらためて伺いたいと思ひます。

○山際参考人 私は、経済界の推移はなるべく他からの力というよりも、自立的に、自由経済界における経済事情によつて動いていくという勢いを助長したいと考えております。従つて、さういふ経済の自然の動きを支配する原理が妨げられるようなものは取り除くことに努力いたさなければなりませんけれども、直接取引活動に關与するといふことは、日本銀行としては避くべき点であらうと思ひます。今お尋ねの証券の問題も、むしろこれは金融と非常に深い關係がございま

す。昨年の暮れに、御承知の通り、株価が暴落をいたしました。そのときに証券界その他からもいろいろ、たとえば日本銀行から資金を出して株価をささえるからといふ人もございまして、けれども、私といたしましては、日本銀行の職分は秩序を維持することである、株価自身が安いか不安いかという問題ではないといふ考え方をとりまして、たとへば非常に証券界が混乱を來した結果、証券という形式における蓄積形態を国民がいろいろとすることになります。将来の経済発展上非常に重大なことでありますから、さういふ秩序が乱れる段階が起きますならば、これは日本銀行としてもしかるべきことを考えなければならぬけれども、そこに至らざる限りは、単に市価が低落しておる、単に市価が上がつたといふことだけで、それに外部からいろいろ手を打つことはいかぬであらうかといふ考え方で、ひたすら信用、秩序が維持されるかどうかという点を目安といたしまして推移を見ておつたのであります。幸いにいたしまして、昨年の暮れは、その点については事なく経過することができました。何らの措置をとりませんでした。考え方はさういふ基本的考え方に基づくものでございまして。

○佐藤(観)委員 今さういふ言葉の中でありまして、先ほど二月には七百億の債券の買い上げをやりました。三月にもやるといふお話をございまして、どれくらいのお金をやられるのか、どういふ考え方でございましておやられるのか、その点についてもう少し具体的にお話を承りたいと思ひます。

○山際参考人 今さういふ言葉の中でありまして、先ほど二月には七百億の債券の買い上げをやりました。三月にもやるといふお話をございまして、どれくらいのお金をやられるのか、どういふ考え方でございましておやられるのか、その点についてもう少し具体的にお話を承りたいと思ひます。

○山際参考人 御承知の通り、毎年これは日本の経済財政の仕組みからくるのでありますが、毎年度の第四・四半期におきましては、政府の財政上の引き上げが非常に多いので、そのために民間の資金の方面に窮乏を感じまして、その結果として、取引の円滑を欠きあるいは不当の金利を払わなければならぬというような問題が生じがちでありますので、その調整をいたします意味において実は考えておるのでございます。二月にも相当税金その他の引き上げがございまして、むしろ政府の引き上げの全部をカバーする必要はないと思ひますけれども、相当の分についてはやはり金融の水準と申しますか、平穩なる推移をはかりますために、日本銀行が調節をしなければならぬ、こういう考え方で実はやっております。今御指摘の通り、二月には七百億金融機関の保有する債券の買い上げという方式でもって資金を放出いたしました。おそろく政府の引き揚げ超過は、三月においても相当量に達するものと見込まれますので、同程度の措置は同趣旨において三月にも実施しなければならぬものと考えております。

だというような意見があるのですが、こういう点について、總裁はどのような考えになつておられるのですか、伺つておきたいと思ひます。

○山際参考人 いかなる証券会社はいかなる方面から資金の調達が可能であり、いかなる証券会社はその資金の調達をする方面に限られておるといふようなことは、事実として存在するわけでありまして、概して申しますならば、大証券の方がより多くのソースから資金を調達する可能性がございまして、比較的に中小の証券については、日証金を中心とした、限られた方面から資金が供給されておる傾向のありますことには事実だと思ひます。これはやはり経済社会における活動の大小、あるいは取引の多角化、あるいはまた信用の度合いというようないふことが相なりまして、おのずから銀行取引も開始されるし、また他のソースからも資金が集まつてくるという問題でありまして、これを画一的に、ある程度の規模のものでこのからのみ資金を受ける、ある程度のものはこれ以外から資金を受けようというふうにすることは、実はいかかと思ひます。要はやはり中小といふこともおのずからその信用度を高め、取引の手法というものの信頼を得まして、なるべくその取引の自然に従つて信用を受けられる側から信用を受けてくるということは、別に妨げないことだと実は考えておりますので、そういうふうには伸びていくことを希望いたす次第であります。

○佐藤(観)委員 コールの問題ですが、最近日歩三銭八厘から四銭ぐらゐのコールで証券業者が借りていてという話が出ております。これはわれわれ

専門家でありませんから詳しいことはわかりませんが、とにかくこういう不自然な状態が続くことじやないと思ひますが、そういう点について、總裁はどのような考えを持っておられますか。おそろく御存じだろうと思ひますが、そういう点について何らかの処置をとられるのじやないかといわれております。こういう点についてどういふお考えを持っておられますか。

○山際参考人 御指摘の点は、私も日本の金融市場ないし金融制度のうちに於いて、コール市場、コール取引というものがまだ十分な秩序が確立されていまいという点については、まことに同感に存じます。今後はこの方面において秩序を立て、いかにも不当と思われるようなコール取引が行なわれませんように、おのずからその環境を作つて参らねばならぬと思ひます。ただ根本は、要するに資金の需給関係が合わないといふところからこの問題が発生してございす。一方において不当な需要に対してはその抑制をはかると同時に、供給についてはできるだけこれをふやしまして、おのずからそこに資金のバランスをとらせるといふことでありますならば、予期せざる突然の変異が起これらぬ限りは、コール市場といふこともある程度の範囲において——これは取引でありますから、ときに多少の高低があることはむしろあるべきもので、大体において適當な推移をするものだろうと思ひます。金融機関についてはいろいろ政府の統制なども及んでおりますけれども、コール市場は全く自由に放任されている唯一の市場でございす。さればといつて無秩序であつ

ていいわけはございせん。これはそういう環境を整備を促進いたしまして、おのずからあるべきところへ持つていきたい、かように考えております。

○佐藤(観)委員 最後についておきたいのですが、昨年一昨年も、日銀法改正問題がいろいろ世間で問題になりまして、金融の市場が複雑多岐にわたつていろいろな問題があることは御承知の通りであります。しかし日銀法の改正という問題も含んでございすので、こういう点について、總裁自身がお分りのことやうことをやつてくれといふのは言いくいだらうけれども、日銀法改正ということが一昨年あたりから相当問題になつておりましたので、こういう点についてどんな所見を持っておりますか。その点を伺へせていただいて、同僚議員がたぐささんおりますから、私の質問を終わります。

○山際参考人 日本銀行法の改正の問題は、数年来金融制度調査会を中心といたしまして、いろいろ審査が進められておりますことは御承知の通りであります。この調査会の調査におきましても、なかなか一致した意見がまとまつて参りませんゆえんのものは、結局において、日本経済ないし少なくとも日本の金融界全体がやはり一種の方向を持つといふことにきまつてきませんと、日本銀行だけをいじつてみてかえつて金融の疎通を害するといふような懸念から、しばらく問題を他に移動して、目下御承知の通り、銀行一般のあり方といふことをしきりに問題にされて研究されておるわけでありまして、これが各方面一わたり済みまして、大体において方向づけがきまつて参りますと、おのずから中央銀行につ

きまして、そのあるべき姿がはつきりして参ると思ひます。先般の調査会で一番問題になりましたのは、第一に御指摘のありました中央銀行の中立性の問題で、それはどういふふうであるべきか、どの範囲であるべきか等の問題であつたのであります。これらは今申しましたような他の金融界ないし経済界の秩序が、いさしく検討せられ安定してきまつてつれまして、最も望ましい形はおのずからそこに結論づけられてくるであらうと思ひます。しばらくは、これは他の問題も扱ひました上での検討にいたした方がよろしかろうと考えております。

○小川委員長 平岡忠次郎君。○平岡委員 先ほどの日銀總裁の論述の中にもありましたが、私どもも国際収支の危機克服が昭和三十七年の日本経済の中心課題であると確信しておるものであります。そこで冒頭にこの課題をめぐつてお話をいたしたいと思ひます。

池田首相は、国際収支の均衡を本年秋ごろまでに達成する目標で、改善対策遺漏なき旨の御託宣を發してございす。まことに神がかりでありまして、いふならば、首相は目の子でものを言つていらっしゃるしなしいのであります。きよりは幸ひ神様でない人間山際さんがおいで下さいましたので、あなたがこの課題に対してどんな御所見を持っておるかをお伺ひしたいと思ひます。新聞紙上等を通じての御発言から見まして、国際収支の見通しは必ずしも楽観を許さないといふような表現を用いて、きわめて慎重な態度をとつておられますが、かような発言のある以上、目の子と

違つて根拠あつてのことと存する次第であります。よつて、抽象的なお話ではなしに、具体的に事を分けての御所見を承りたいのであります。

実は先ほど同僚の佐藤君も触れられました。たとえば池田首相は、輸入原材料の在庫食いつぶしの時期を九月、十月と見ておられますのに対して、日銀は今年度末、つまり三月末と判断せられておる。今の輸入低水準の続き得べき日銀について、これだけの差があるわけでありまして、そこでさつき聞き耳を立ててあなたの明快な御回答があることと思つておりました。が、これも神がかりではないが、多年の勘によるといふようなことで、私としては意に満たざる思いであります。こうした点もさらに具体的に御説明の上で總裁の御所見をお述べいただきたいと存じます。

○山際参考人 先ほど申し上げました通り、在庫論争につきましては、これは実際問題として統計的資料が整備されておられません。従いまして、統計上はそうなつておつても、現実からいへばそうではないという勘も働きます。世上行なわれております多くの議論は、やはりそれぞれの勘もありまして、多年経験いたしました勘によりまして、いや、それでもなかなう、いや、まだ少しあるというふうなことであります。現在一応の数字は出ておりますけれども、数字のとりに無理があるのではなからうか。実は私も週般経済閣僚懇談会に出ておりますときに、總理大臣はその点を指摘されまして、もう少し厳密な在庫の数字、統計が出ぬか、これについて企画庁では再検討すべしということで命令されたこと

とを聞いておりますので、これはまことに必要なことだろうと私は思ひます。ただ現状においてはそういうことでありまして、なかなかこれを数字的に、的確に表現いたすということは困難であるといふことは、先ほど申し上げました通りであります。ただ、大體国際収支が本年の最大の課題として、その均衡を策されねばならぬといふことは、これは私も全く同感でございます。いつごろ均衡するかという問題につきまして、私は実は均衡自体ならば大體においてやはりことしの秋ごろ、この点については前回、昨年十月にこちらに伺いましたときにも同じようなことを申し上げたかと思ひますけれども、ただ私の考えますのは、いかにも短期の債務が多いものでありますから、単に毎月の国際収支が均衡したといふことだけでは、国際収支の基礎が確実になつたとは言ひ得ない。であるからして、それにプラス合理的な基礎において漸次短期債務を償還し得るというところまで持つていかなければほんとうの安心にはならぬという意味において心配をいたしております。おそらく表面の均衡だけ申ししますならば、政府が考えておられるところと大差はなからうと実は思ひます。さらにその次に控えておる債務を返すという問題まで考えまするときに、今日の場合なかなか気を許せる段階ではない。やはりその結果といたしましては、私もがなし得るところは引き締め政策を私どもの望むような状態に持つていくために堅持しなければならぬといふふうに考えておる、その点が違つたわけだと思ひます。

○平岡委員 池田さんにお氣がねして

いるわけではないでしょうが、政府と同様にこの秋ごろ均衡するかもしれないとお言葉であります。ただ秋といつても九月から十一月までである。九月ごろちょっと均衡するかもしれないが、晩秋から問題であらうと私も思ひます。従ひまして、今年中に国際収支が均衡しない公算の方が私はむしろ多いのではないかと思ひるのであります。

ちよつと考えてみただけでも均衡達成を妨げる大きな要因が日本経済の行く手に立ちふさがつておるようと思へるわけでありまして、まずその第一として、E・E・Cの発展によつて世界経済の構造が変化して、日本にとつて国際環境が一そうきびしくなること、そうした情勢のもとで貿易の自由化を予定通り進めながら国際収支を改善していくことは容易ではないと思ひます。具体的困難な見通しとしましては、九〇%の自由化を秋に控えておられて、そしてむしろ関税について、一部品目につきましては引き上げ交渉が必要なのが国の事情に對しまして、世界情勢は一律引き下げ方式によること、米同等によつて推進されてくる気配を示しております。世界貿易拡大のための関税障壁を本格的に撤廃すべしというヌーベル・バークが、日本の準備整わざるうちに今年秋のガット総会を起点として強力に進められてくるであらうことが想像されるわけでありまして、こうしたことになりまして、益と正月が一緒にくるならよろしいのですが、これは自由化と関税引き下げが一度に押し寄せてくる、そこに問題があると思ひるのであります。このことはわが国

国際収支に対する一大痛痒となることには明瞭であると思ひます。右は輸入の増高による国際収支の危機の問題ですが、今度は逆に国際収支の上の一つのファクターである輸出それ自身の伸びを阻害する要因もまた伏在いたしておると思つております。これもまたE・E・Cの一つの脅威であると思ひます。ブロック内の整備を終わつて、E・E・Cは余勢をかってアジア市場に出てくるのははや周知に迫つておると思ひます。いらない、先行きの話ではなく、確安の例に見るがごとく、日本はもののみごとくに中国市場で、E・E・Cにすでに完敗を食らつておる状況であります。

それからまた第三には、先ほどあなたもそれに触れましたが、十一月末から米市中銀行への、五千万ドル当分の返済が始まり、四月で二億ドルが流出していきまして、そういう面を考えた見ただけでも、国際収支の均衡が期待されるような事態ではないと思つております。私がお尋ねしたいのは、九月ごろちよつとバランスがとれるであらうといふことではないに、かなり長期の展望に立つて、この年末から三十八年度にかけて相当、国際収支の上に暗雲が襲いかかる、かぶさるかと思ひますが、この点につきましても總裁のお見通しを聞かしてほしいのであります。

○山際参考人 私も仰せの通り、日本の貿易に對する国際的環境はことしは甘くないと思つております。輸出につきましては御指摘のありましたE・E・Cの問題もございまして、あるいはドル防衛の問題もございまして、後進諸国の経済発展必しも十分ではない状況で進んでおります。また輸入につきましても、お話のございました自由化の問題も控えております。あるいは関税の問題もいろいろございまして、全體といたしまして日本を取り巻く国際環境は安易なものではないと思つております。そのゆゑにこそ私は内需をもつぱら押えまして、さうして金融引き締めの方策を続けざるを得ない。同時にまた、御承知の通り昨年経験いたしましたのは、経済界のいろいろなブームに伴ひましての消費の傾向といふこともございまして、この消費をいかにして抑制するか。国民貯蓄を一そう奨励して資本の蓄積に努めさせる、あるいはその他の形態においても、法人企業等においても資本の蓄積といふことに一そうの力を加えるといふような諸般の方策が必要だと思ひます。その目的を抱きまして金融引き締めをいたしましてから、先ほど申し上げたように、私どもの方といたしましてはすでに十カ月を経過いたしております。さらにこの秋までいろいろとさういふプランを繰返していくといたしますと、相当これは長期にわたることに相なりまします。さうなつて参りますと、非常にこれは事態を困難にならしめるおそれがありますので、どうしてもこの秋までには均衡を回復するところまでは少なくとも持つていかなければならぬ。それを目標として実は努力をいたしております。私の申します均衡は、單なるさういふ当面の均衡のみならず、進んでは日本の持つておりますかなりの短期債務がございまして、短期債務の方をなるべく合理的な運用に持つて参りまして、これを當てに国際収支を樂觀視、悲觀視するといふことのないよう

に、そこまで整理を進め得るかどうかというところが、今後なお一そう努力を続けねばならぬという根拠になりますので、とかく私どもの申しますことは悲観に過ぎるようにも思われておりますけれども、私はその程度用心してかかってちょうどいいのではないかと、いふふりに考えております。

○平岡委員 国際収支に支那を許さず。そのお言葉は、お言葉だけ聞きましてそれ自体は、お言葉だけ聞きまして、しかし何かやはり池田さんの言うように、本年秋が貿易収支が均衡するといふような、そうした池田さんの土俵でものを言っているような感じがやはりあるように思ふのです。あなたは長期展望で、引き締めというものはまだ必要だということをおっしゃいました。しかしその反面に、短期的な弾力政策は、これは事態が複雑であるし微妙であるから、なおそうしたきめのこまかい方策が必要だといふようなことで、多少その辺にゆりを見せたいように思ふのです。私は日本の経済の置かれた現状は、そんななまやましいものではないと思ふので、ただし書きつきも要らぬといふふうに実は考えておるわけなのです。そういう点で政府が現状程度の甘い態度で進み、かてて加えて金融引き締め政策の手綱を握っている日本銀行が、いやくも政府に追随してしり抜けの政策に随するならば、今年じゅうに国際収支を均衡状態に戻すことはまず困難ではないか。いらない、それはかりでなしに、このままだでは国際収支の改善の問題を三十八年度以降に持ち越す公算の方がよほど多いと思ふ。そういう点に對しまして、業界はもとよりのことでありま

るが、その金融引き締め政策の頂点に立つ日銀は、牢固として一つ腰をきめなければならぬ、私はかように考えるのですが、どうでございましょう。

○山際参考人 国際収支の問題その他を中心として、今日の日本の経済社会に相当強く政策の効果を生み得るものは、やはり金融政策がその中心にならうかと考えております。この点につきましては、十分私どももそのつもりでおります。ぜひとも、お述べになりまして、国際収支が均衡されるような状態にまでこの金融政策を進めていきたい、かように考えております。ただそれが、ただいま申し上げました通り、どの程度までを均衡と言ふのかといふようなこまかい議論になりますと、いろいろ議論は分かれようと思ひますが、私は大体において、むしろ債務を全部返すというわけには参りません。国際通貨基金からも三億五千万ドルのクレジットの設定に成功されております。万一の備へはできておりますけれども、願わくは、ああいうクレジットは最後の非常のリザーヴでありまして、ああいうものは当てにしないで国際収支が均衡されていくようにいふことを実は考えておるわけでございます。しかし、金融引き締め政策でありますとか、非常にきびしい政策というものは、そう何年も続け得る政策ではないと私は考える。これはやはり年限がたちますと、おのずからそれになれて、また他の好ましからざる問題が発生するだろうと思ひますので、大体年内は、一つそういうつもりでいくといふことは、この際覚悟しておく必要があるだろうといふつもりでやつておるわけでありま。きめのこまか

い考え方が必要だと申し上げましたのは、やはりその他の問題におきまして、貿易上の自由化の問題であるとか、あるいは中小企業との関係の問題であるとか、生産の需給関係あるいは需給アンバランスという問題も、商品によりましてはいろいろ出ております。そういう際にもなるべく犠牲、倒産等を少なくするために、こまかい配慮をしながら大筋を進めていく、こういうことを実は申し上げましたつもりでございます。これはやはりそこまできまかい配慮をしながら大きな筋を立てていくといふことで進めていかなければならぬと考えるわけでございます。

○平岡委員 時間の制約がございまして、次の質問に移りたいと思ふので

証券買いオペについて御見解をただしたいと思ふのです。今までのやりとりでありましたように、日本経済はシビアな環境にございます。日銀總裁も御同感であられるように、金融引き締めは現時点における至上命令であるべきだと思ふのですが、二月初の買いオペ、引き続き三月に行なわれるべき買いオペ自体は、金融引き締めという大手術を行なう以上、血どめをするという意味でも必要であるし、中小企業への擁護等を配慮すれば、これは当然のことであると思ひます。そういうことですから、揚越のタイミングに合はしてこのことが考慮されることに對しては一つの異存もございせん。ただ問題は、証券買いオペを含めるかどうか、今、大まじめに論議されていくことがおかしいのではないか。この件につきましては、株価の上がついてい

日、株価対策ではなく公社債の流動化促進だと言つてみたり、あるいはもつと上品に公社債流通市場の育成策だと説明されたりしていますが、いろいろ節回しは違つても、明らかにこれは株価対策であり、証券市場救済対策であると私は思ふのであります。証券買いオペないし日証金を通ずる公社債担保のための兜町スポンサー対策だといふことを世間は考えております。十目に見るところ、十指の指さすところ、まさにこれは図星であると私は考えるのであります。日銀總裁は、こういう極端なことをここでしかりといふようなことは言えないであらうとは思ひますけれども、一昨日の記者会見の談話では、私はあなたの見解は結局筋が通らぬと思つておるのであります。新聞の記事の示す限りあなたの所見は、大蔵省理財局が検討している日証金を通ずる公社債担保金融については、その制度は日銀としては考えない、もと

将来日証金を通ずる公社債担保金融制度にまで踏み切るかどうか、言いかえしますならば必ずしもこの制度化を否定しないといふのであるかどうか、さらに言いかえしますと、今こまでやる必要はない、ただし将来のことはわからぬといふのかどうか、この辺のところをこの委員会を通じて、あなたの見解としてはっきり示していただきたいのであります。

も日銀からの金融によつて公社債の流動化をはからうという構想は筋が通らないと言つており、そこまでの必要はないとおっしゃる。しかしその反面におきまして、三月買いオペの対象に投信組入れの政府保証債を含める場合は、証券会社側に売り戻しに備えて自己資金調達計画をさしておく必要があるといつて、証券買いオペの実施をほめかしているように思ふのであります。公社債流通市場育成という池田首相の証券対策の押しつけを応諾されて、三月買いオペの中に証券買いオペを含め第一段階としてこれを取り行なわんとするのかどうか、あらためてお伺いいたします。また第二段として、

○山際参考人 お尋ねの各種の点につきまして、ただいま私どもの考えておりますのは、季節的な金融調節の一環として考えております。御承知のように、金融情勢も昨年の暮れあたりから考えますと、よほど緩和されて参つております。これはたとえば割合に外資関係の揚げが滅つた、あるいは税金がどうなりますか、これははっきり申し上げかねますけれども、好況、不況の関係において多少見込みが滅つたといふこともあるんじゃないかと思ひますが、財政の揚げによる圧力はよほど緩和されて参つております関係上、大体において金融市場は、一ころに比べますと相当平穏な状態に維持されておるのでございします。しかし大きく考えますと、やはり季節的対策として諸般の決済が三月に集中し、また政府の揚げも三月に多いといふことを考えますと、単に貸し出し方策という形式ばかりでなしに、証券買い上げ方策で資金を供給するといふことは、やはり三月も必要であらうと思はれておるのであります。そのうちに今御指摘ございした証券会社の持つポンド・オープンによつて集められた公社債、こういうものも資金化するかどうか、資金化と申しましてはむしろ一時の金融をつけ

るものでありまして、これは当然買い戻してやらうべきだと私は思つておるのではありません、という問題は、目下政策委員会において実情に基づいて調査いたしてあります。その実情の調査の要点は、要するに証券界における金融梗塞の状況はどの程度であるか、そのために非常に高いコール・レートを出して、それがやがて金融界全般に悪い影響を及ぼしているかどうか、それがどう移り変わらうとあるか、またいわゆる投資信託の設定自身も、ボンド・オープンについては解約の方がむしろ新規設定よりも多いという状況が依然大きく続いているのかどうか、あるいは全般を通じて証券界に流れている資金量というものは、非常に窮屈な状態を続けておるかどうかというような客観的なデータを中心に、今年度の第四・四半期の季節的調整上の対策としてのみ考えておるのであります。今御指摘のごさいます流通市場の問題とか株価維持というような問題については、全然考えておらないのでございす。その点は、ぜひ世間では誤解されないようにわれわれは望んでおるのでございす。

起債市場の問題がしばしばいわれておりますが、私は、これは将来の方策といたしましては、日本にまさしく発達すべき市場だろうと思ひます。この問題は、やはり市場原理と申しますか、そこで公正な価格が決定されるという仕組みになし得る場合に初めてできることであるのであります。ただ御承知の通り、ただいまの日本の金融界は、金利については、コール以外は、先ほどちよつと御指摘がございましたが、半ば規制されたような状況に置かれてお

りますので、従つて、金融上の利回りを中心といたします公社債市場の健全な育成というものは、その大きなワグがとれません限りは、欧米におけるがごとき起債市場はできないわけでございます。そのためには、資金全体の需給のバランスがとれまして、常に買手一方とか売手一方というアンバランスを脱しまして、おのずからそこに、ある限度における高低はあるけれども、相場が立つという事態までいきませんと、なかなか現状を変更することはむずかしい。現状を変更すれば、かえつて混乱を生ずるというおそれがあるわけでありす。従ひまして、この問題は、証券取引審議会におきまして、いかにすればそういう客観情勢を作つて、その上で望ましい起債市場の育成ができるかというのを検討いたしてあります。少なくとも私どもが考えております三月のオペレーションの問題といたしましては、さような考えは考へに入れておりません。単なる客観的事実に基づいて、季節調整をどうしたらいいかということのみ考えておるわけでありす。

○平岡委員 まだあなたの見解はすつきりしないと思ひます。日証金を通ずる公社債担保金融の制度化は考へていない、しかしそれに向かう第一段階として、これはあなたがおっしゃつたのではないとおっしゃられるかもしれませんが、買ひオペはやるというのでしよう。その点を一つ明らかにしていただきたい。

○山際参考人 私は、今申し上げました通り、これは担保金融制度の前提として考へておるのではありません。従つて第一歩でも何でもないの

あります。それはおのずから別の問題で、別の機関で今検討させておるといふことを申し上げておるわけでございます。ただこの三月のオペレーションに何がしかでもそれを加えるかどうかということは、日本の今の金融梗塞状態がどこで起つておるか、どういふところをはずせば一番有効に平準化できるかという、この際の単なる季節的問題として今私どもの政策委員会でも検討されておる問題でございます。その範圍は非常に狭いのであります。さうに御了承願ひます。

○平岡委員 ボンド・オープンがここに打開の道が講ぜられないほどになりましたことは、むしろ証券業界の自業自得ではないのですか。実は昨年の一月に例の、銀行よりさうなら、証券より今日、というキャッチ・フレーズをもちまして証券業界は公社債投資信託等の設定に狂奔し出したわけでありす。その結果は、一月には四百六十億、二月には三百四十億、三月には三百二十億、四月には二百七億と漸減し、十月以降は百億を切つております。現在、一月では六十億に下がつて、しかも解約はたしか百六十億ですが、そのようになつておるわけなんです。しかしこれはみずから招いたことなのであつて、日銀がこの救済のために、どういふ名目であらうとも、私は踏み出すということ自身がおかしいと思ひます。金融引き締めという一つの命題のもとに弾力的に、短期的な考慮が、いふならば緩和策が加えられなければならぬということ、中小企業とかその他必要課題に関連して当然あつてしかるべしと思ひます。そのことは私とあなたとの争点に

はなつておらぬのであります。今まで前例もなかった証券買ひオペが問題であります。よつてもつて生じてきた経過から見ても、日本銀行がこれにてこ入れる理由は一つもないと思ひます。昨年の当初、たしかボンド・オープン設定が鳴りもの入りで発足した当時であつたと思ひますが、野村証券の奥村会長が、あなたに向かつて、将来公社債買ひオペの道を開いてくれと要望した事実があります。そのときにあなたの回答は、それはできない、もともと日銀からの金融によつて公社債の流動化をはからうなどという構想が筋が通らないのだということをお答えになつた。あなたのお答えの意味は、公社債担保金融は日銀はやらぬというものであるのだから、もしそうなら、このいわば本技をいけぬとする以上、前技ともいへば、これはあなたの方の御異論があらうと思ひけれども、公社債買ひオペも、とんでもないことだといふことになつておるのです。そうではないのですか。公社債担保金融を予想しつつ、ここで証券買ひオペに踏み切るとすれば、明らかに食言であらうと私は思ひます。変節であると言つていいかどうか知りませんが、私は思ひます。総裁に解明の余地がございす。

○山際参考人 私は今お示しになりましたボンド・オープン自体のあり方の問題につきましては、考へが変わつておりません。ただ客観的な事実問題として、この一―三月の揚超対策の一面において、最も有効に平準化されるために、すでに起つてしまつたものを、そういう事実がある以上は、それをどうするかという問題は、おのずから問題の性質が違ふので、必ず来年やるとか、必ず今後やるとは私は思つておりません。あるいは一般的な金融界をそれによつて相当ならすことによつて、おのずから問題は解消するかも知れません。あるいはその一般的な金融界の緩和によつては解消し得る程度にまでいつているかも知れません。それは今申しました通り、具体的事実に基づいて検討しておる客観的資料なんぞでございます。政策委員会は何ら結論を出しておりません。鋭意その点を究明いたしておりますが、制度としてはおつしやるように、それを前提としたボンド・オープンというものを進めるといふ考へは毛頭持つておりません。そうじゃなしに、一―三月の季節的調節をどうやるのが一番有効であるかという観点から考へておるわけでありす。

○平岡委員 それでは結論的に、買ひオペもやらぬという公算もあるわけですね。買ひオペはやらぬのですか。

○山際参考人 さうな点は政策委員会が決定する事項でございまして、ただいま客観的な事情によつて鋭意検討されている。まあ私どもの予想では、一般的に申し、揚超の結果の金詰まりが相当影響を持ち出すのは、やはり三月の末近いころだろうと存じます。まだ時間的余裕もありませんので、鋭意さうな資料を取りまとめて考へておりますが、ここで大事なことは昨年来の推移であります。だんだん緩和する方向に向かつておるか、依然としてそのしこりは解けないのか、ないしはもつとひどくなりつつあるのかであらうか、そういう見通しが大事であらうと思ひます。いずれにいたしましても今年の一―三月の対策として考へておるの

いう国際収支の慢性的赤字というものを克服するために、必要以上に金融引き締めが強化され、長期化して、中小

企業に多大の迷惑を与えるという性格

の予算ではないか、こういう悪影響が

全く起こらないと断定できるかどうか

か、その辺の、金融と財政の相関関係

の問題として、一つ総裁のはつきりし

た御意見を承っておきたい。

○山際参考人 予算のあり方と金融と

の問題に相当関連のあることは、御

指摘の通りだと私は考えます。ただ来

年度の予算は、目下国会において、そ

れぞれの詳細なる御審議をお進めに

なつておられる。私どもの方といたし

ましては、その御審議の際における各

種の論点について十分傾聴をいたしま

して、それに基づいてわれわれはどう

あるべきかということを考えていきた

い。ただ、<sup>（中）</sup>むところ、は、なるほどおつ

しやる通り人きな予算でありますか

ら、使用については、現実に支出され

る方法については、いろいろ進用につ

いて御醜慮を願ひまして、そのしわが

金融に寄つて、金融の方でまた好まし

からざる態勢をとらざるを得ぬという

ところに追ひ込まれることのないよう

に、それは秘どもの念願するところで

ありますが、事柄が目下国会で審議さ

れております点でありますから、十分

にその御意見を打聴いたしたい、かよ

うに考えております。

○武藤委員 国会の審議を傾聴してお

るといふ、結果を追いかけるのではなく

て、やはり、あなたは昨年早いうちか

ら金融引き締めということを打ち出

し、公定歩合の引き上げをやる、ある

いは担保率の引き上げなどもやって、

これは日本の経済は大へんなことにな

1

るぞといふことをすでにあなたは知つておったわけですから、そういう金融の大御所が、国の財政を編成する前に、具体的にあなたの、日本の経済はこう切り盛らなければ大へんですよという意見などを、財政当局に強く訴えましたか、それとも財政は財政で別だ、金融は金融で勝手にやるんだといったばらばらな態勢で、日本経済をほんとうに建て直すという努力をあなたにはないんじゃないですか。そういう点はどうですか、今までにやったことはありますか。

○山際参考人 私は前にも日本の財政というのに対して、その公的立場において発言すべき立場でもなかつたかと考えておつたのであります。しかし、時に触れて希望するところを、一個のそういう民間の地位にある者としての希望を申し上げることは間々ございまして、予算編成に現れております通り、御指摘のようなことが起こらないようにといふつもりでこの予算は編成されておるものと私は考えております。今後のいろいろな御審議によりまして、その点がはたしてどうなりますか、おのずから明らかになることを実は期待いたしておりますので、願わくは御指摘のような結果にならぬように、それを念願しておることにとどまらざるを得ない立場にあります。

○武蔵委員 そうしますと、総裁の抑制の抑制という観点では、金融操作だけの面、こういう受け取り方をして先ほどの御答弁を聞いておつてよろしいわけですか。

○山際参考人 私どもが法律上認められた手段といたしましては、御指摘の通り民間の金融によって行なわれるサ

イドにおける引き締め、消費の抑制という範囲にとどめられておるのであります。他は時に触れて思ひつたこととて、政策委員にも御承知の通り大蔵省の人は常時出てきておりますが、財政に關与することではございせん。金融との關係において感想を申し上げるという程度にとどまっておることは事実でございます。

○武蔵委員 日銀が金融操作において大衆需要をできるだけ押さへようとか、あるいは内需を押さへようという気持が幾らありまして、財政当局が国民に対する姿勢を、非常に予算規模を大きくしたり、景気は心配ないんだという形のかまえて見せることによって、大衆個人々々、企業家個人々々の心理状態というものは、私は大へんな影響があると思つておる。そういう面から、やはり両々相待つていかないと、金融だけに非常な負担がかかつて、そのためのしわ寄せが、ごく一部の企業家に非常な結果になるのです。ですから、やはり国の財政というもののあり方について、ひざをまじえて十分懇談をしておかないと、こういう調整期における財政というものは逆の方向に走つておるという感じを持つのであります。そういう点まことに不満であります。特に政府の五・四の成長率というものの中身を静かに検討していかないと、私はまた大へんなことになると思つておる。この五・四の成長率という計算でございますと、ことしの国民所得の伸びは九千億圓に上つたといふ。わづか九千億圓しか前年度と比較して伸びない。ところがこれは下村理論を引用しても、あるいはケインズの理論を引用

しても、投資の年々行なわれた場合の産出効果といふものはどのくらい現われるかといふことが大きな問題になると思う。下村さんによると、産出効果といふのは翌々年になって投資金額にややひとしだけの生産能力が出てくるのだといふようなことを言つておる。よりであります。予算委員会における政府の正式の答弁では、六割ないし六割五分という答弁を企画庁も総理大臣もしておられます。そうなりますと、一昨年三兆四百億圓の投資があつたわけでありまして、その六割が三十七年度に生産力化されてくるということになると、これは大へんな金額になるわけですから、一兆五千億圓からの成長にならなければならぬわけですから、これが政府は本年度のバランスは九千億しか伸びを見てない。そういたしま

す、生産力化された工場なり機械といふものが生産をしないという状態を想定する以外に五・四という数字をわれわれは認識することはできない。そうすると失業者がここに一ぱい出てくる。それに対する対策なども出てこなければならぬ。そういう点で去年、おとしし二カ年間続けて行なわれた過大な設備投資といふものが、三十七年度の産出効果になつてどのくらい現われてくるだろうか。そういう点、日銀当局で経済全体を検討した場合には、どのような見通しをお立てになつたか、ちよつとその点を参考にお尋ねしておきたいと思つておる。

○山際参考人 私は、お尋ねの点について計数上詳細にまだ検討を行なつておりません。ただ従来の理論が、少し経済家の評論の中には生産効果を大きく見過ぎるものもありはしないかと実は

見ておるのであります。御承知のように、最近の大きな事業は、そもそも海を埋め立てて造地するところから始まつております。これらを見ますと、投資したものがいつ生産力となつて回転するかといふことについて、少しづつ年限が延びてくるのではないかと私は思つております。しかしそれも抽象論でありまして、具体的に本年度の予算がその問題にどれだけの影響を持つたかといふ点はいろいろ研究しておりますけれども、特にこの際申し上げるほどの報告を私は聞いておりません。ただ感想だけを申し上げておきたいと思つた。願わくは、御心配のような好まされざらんことを希望しておるにとどまつております。

○武蔵委員 財政の問題はほんとうは総裁にお尋ねするのは失礼のようなきさやきも聞こえますので、この点はやめまして次に進みたいと思つておる。先ほどの総裁のお話の中で、内需が衰えていない、従つて輸入が再度増大されるといふ危険もあるという境目、今あると言へるのだ、こういうお話でございまして、そこで内需を押さへる具体的な対策——單なる窓口規制あるいは公定歩合の二回にわたる引き上げ、そういう今までの手当てだけでこのまま推移していても心配がないとお考えなのか、それとも、もっと積極的に貯蓄増強といふことをやらなければならぬのか。その貯蓄増強をやするために単なる国民運動やかけ声だけでなくて、金融面から考えた預金金利の引き上げといふものを私はやはりこの際やるべきだと思つておる。これは昨年十月、同僚の堀委員からも非常に詳細に金利の

引き上げの妥当性なり、金融面から見た当時の趨勢から見て当然やらなければならぬという論議はすでに総裁に申されております。当時総裁は、この引き締め状態が長期に続かならば預金金利の引き上げといふことを考へるといふ答弁をしておりました。長期とは一体どのくらいかといふことを堀さんが大へん強く追及しておりましたが、総裁は長期といふことの追及に対して、なかなか明らかにせず逃げておつたわけでありまして、去年の四月から引き締めをやつて三十八年度にまでおそろく続くだろうという予想が立つ、こういう期間が長期ではないのでしょ

うか。短期とお考えでしようか。その点から先にお尋ねをして、預金の問題をさらに進めたいと思つておる。

○山際参考人 この際貯蓄増強の非常に必要であることは御指摘の通りだと思つておる。それを有効に集める一つの手段として、金利問題を取り上げることも大事なことで私は思つておる。ただ御承知の通り、金利機構は今のところ十分整備されておる。ある部分の金利については国会の承認を経なければ動かせない金利もございまして、また金利を変更するについては政府の発動に待たざるを得ない種類の金利もございまして、これらは一に客観情勢が熱すればおのずから各方面ともその意見に一致するお考えですが、今は自由化その他問題も控えて、産業資金コストの問題も一方において論議されておる際、思想必ずしも各界を通じて統一されてはいる段階とも考えられませんが、これは一つ機を見て逸せず、この問題に必要ありとすればやる。そしてまた申し上げましたように、政府、

国会もそういうようなお気持ちになるならば、その際に同一の行動をとって参りたい、かように考えておる次第でございます。

○武蔵委員 総裁すでに御存じのように、今、昨年一カ年間の消費物価の値上がりというのを見ましても、通般の予算委員会では企画庁から答弁した上昇率だけでも一〇・二%十二月分の消費物価というものは騰貴しております。そうなりますと、郵便貯金をしておりますの零細な大衆にしても、あるいはへそ繰りをためるわずかな預金者の立場から見ても、預金をしておいても物価が一割も上がったのでは、とてももうけはないじゃないか、預金するのはあほらしいという気持ちになるのは当然です。しかし郵便貯金は伸びております。伸びておりますからそう心配はないと反論されるかもしれませんが、しかしそういう物価上昇のときに預金金利を郵便貯金のように極度に下げつぱなしでいくということも、公平な立場から考えて、公平という理論から考えた場合に、私はどうも納得できない。特にこの問題については、三十六年中の全国銀行の預金実勢を見ましても、一兆一千七百二十九億円となつて、前年より八%も全国の実勢では預金が増つておるわけですから。都市銀行は預金が増え、この辺でそろそろ預金の金利というものは上げていいのじゃないか。私はそう思う。ところが一月二十九日の予算委員会では、総理大臣が低金利政策というものは守っていくのだ、こういうことを発表したために、日銀の方では何か大へんちゅうちよとしておるような報道がなされております。た

とせば日銀と大蔵省、市銀の懇談会の席上で、市銀の代表が預金金利の引き上げをしてほしい、そういう要求をしたと思ひますが、総裁もまだお忘れになつておらぬと思ひます。そのときに総裁は、時間をかければ実現の可能性はある、こういう含みのある答弁をしておるようであります。時間をかければ実現の可能性があるという含みのあつて、いのだが、別に何か大きな障害があつて、じゃまものがあつて、やりたいのだからできないのだという気持ちが含まれておるような気がするのです。というのは、その後総裁は、平野地方銀行協会の会長に対して、政府の方がむずかしいのだ、今は無理だ、金融界の努力で世論を喚起してほしい、こういう苦衷を訴えたという報道があります。このことは結局池田総理が低金利政策をぶち出して、政府は高度経済成長政策を実現し、所得を倍増にするのだという昨年初めの政府の言質というものにあまにも気を遣ひ過ぎて、先ほどの平岡先輩の話じゃありませんが、草木もなびく方式で、総理に気がねをし、とうとうこういう預金金利の引き上げということにふん切れない、そういう印象を私も持つのであります。

そこで一つ、金融の正常化なり、あるいは原則的な立場からも金利はこの際上げてやるべきだ、こういう考えは金融論として間違ひでありましようか。私はその辺の総裁の見解を一つはつきり承つておきたいのであります。

○山際参考人 御承知の通りと思ひますが、現在金利は、銀行その他の金融機関の預金金利に関する限りは、臨時金利調整法というものによりまして政

府の統制下にあります。政府が発動しない限り、これは変更できないということになつております。また郵便貯金の金利は法律を改正しなければこれを動かさないということになつております。そのほか、金利現象といったしましては、債券の金利、その他影響するところは非常に広範囲であります。そこで、大体みんなの意見が一致しませんと実際にはなかなかその実現がでないというのが今の金利制度になつておるわけでございます。そこで私どもが望みますところは、だれが考えてもそれがいいのだということになつてくるときが一番適したときだと私は思ひますので、一面において、どうも日本は金利が高い、これから自由化になつて競争するに、金利の点で負けるとしきりに申しておりますが、これは彼此権衡の問題でありまして、世論的に結論が大体固まつて参りますと、その機会において変更し得るかと思ひております。

○武蔵委員 経済が非常にノーマルな状態で、短期的に国際収支の逆調を改善しようという命題のないときならば、あなた達の今の御意見に賛成です。しかし今はできるだけ早い機会に国際収支の逆調を改善しよう、しかも債務までもできるだけ早い機会に、一年間で返そう、そういうような制約の中で今の金利を考へなければならぬ、あるいは国内需要の抑制を考へなければならぬ、そういう観点から考へた場合に、世論が熱しても、もう預金金利を上げてもいいだらうという情勢を待つておつたのでは、先ほど私が申し上げましたような、景気調整をいたすに遅延をするかもしれない。逆にそういう優柔不

断な態度が慢性的赤字を非常に長期化する、こういう心配があるわけでありま。今までも金融政策としては大体そういう傾向があつたのであります。たとえば去年の一月に預金金利を引き下げて、低金利政策だとやつておいて、七月には公定歩合を引き上げた、九月にも引き上げた、こういうあとを追いかけるような手を打つておるから私は心配するのです。世論が熱するまで待つておるというより、ゆるちゅうなことを言わず、率直に金融担当者としてはこう考へる、短期決戦でこれを片づけたらいいのだ、それにはこれ以外に強力な方法はないのだ、そういうことを率直に打ちあけて財政当局と相談をするなら、今国会は開会中ですし、この前の十月のときですら臨時国会の開会中ですから、やろうと思へばできるのです。やう方がいいのか、やらない方がいいのかというあなたの見解を伺いたいと思ひます。他はどうでもいいから、あなたの見解を聞きたいと思ひます。

○山際参考人 その問題は、今申し上げました通り私は権限は持つておりませんけれども、金融政策の観点からいたしましてどちらが望ましいかという問題、これは金利変更の及ぼす影響の程度を今やうと私どもの方で研究をいたしてあります。そう簡単に政府に対して要請する——要請しても聞かれるか聞かれないかわかりませんが、それども、そういう状況にある実情であります。御了解を願ひたいと思ひます。

○武蔵委員 肝心なところはみな抜けてしまふから、尋ねるわけにいきませんが、一つ端的に、金融引き締めは今の状態で、はつきり言つてことし

の十一月までで一応国際収支の改善が行なわれて、来年の初めころからはや金融正常化の方向に進んでいくのだ、そういう受け取り方をしているか、それとも平岡さんがさつき質問をしたときに平岡さんになつたように、アメリカから借りた両方で約三億ドル程度は、一年間で返済をしたいのだ、十一月ごろから五千万くらいずつ返したいのだ、そういうことになりまうと、国際収支が完全に安定するのは、来年の四、五月過ぎないとはつきりした安定という線が出ないような気がするのです。そういう予想が立つのであります。総裁としてはつきり、金融引き締めは大体いつごろまでやれば国際収支の改善というものは安定しやうだ、そういう見通しについてはどうでしょう、はつきりした期間を一つお示し願ひたい。

○山際参考人 はつきり見通しを申せとおっしゃるのであります。これはまあ非常にむずかしい。私もやつております者の意気込みと申しますか、気持ちいいしたしましては、先ほど申し上げた通りその問題はことしで解決をつけたいという意気込みでやつておるのです。ただその通りいくかどうか、極力いかせたいと思ひますけれども、今ここでその通りなるのだと申し上げても、何と申しますか、それだけの権威を持つておるわけでもございせんから、心がまえとしてはそのつもりでやつていきたくは存じます。

○武蔵委員 それはなつてみた結果で、またあとを追ひかけてしまつて、とうとう日銀総裁の判断は間違つたという結果になるかもしれないが、これは論争しても仕方ありませんが、た

とえば具体的に企画庁あたりであるいは通産省あたりで考へておる見通しというものは、見ると非常にちがはくですね。総理大臣の答弁と總裁の見通しなどと比較して非常にちがはくです。たとへば通産省がこの間IMFに出された資料によると、エネルギー部門と化学部門をこの十一月に一〇〇%自由化したとすると、おそらく輸入がこの部門だけでも現在の十億ドルふえそう、失業者は二十万人出そう、こういう書類を日本の政府から正式にIMFに出してあるわけですね。そういうような点から見ると、この書類は全くうそで、金を借りるためにうそを書いたのだとおっしゃるならそれきりですよ。しかしほんとうに役人が——自由化を一〇〇%した場合に十億ドルの輸入がどうしても呼び戻されるのだ、こういうような状態もあるとすれば、日本の国際収支の改善ということは大へんなことなんです。それを本年の十一月ころまでには収支均衡するような努力をする熱意を持ってやる、それだけではやはり私は国民がなかなか安心せぬと思うのです。長期にかかるとは長期にかかるといふことでやはりふんどしを締めてかかるような姿勢を国民の前に示さないと、するすると赤字慢性化というものが続くような気がします。そういう点に対して非常に不統一のような気がしますが、あなたはさうお考えになりますか。

○山際参考人 何分にもかような膨大な経済、しかもそれが内外の情勢の変化に非常に深い関係をもつておりまする際に、おそらく何人といふことも的確に経済の前途を予想することはできないだらうと思ひます。まあできるだけ

詳細に材料を集めまして誤差の少ない見通しを作ることには努力はいたすべきでありますけれども、今日の場合においてある程度の見解の相違があるといふことは、これは現実問題といたしましてやむを得ざるどころだと考えます。しかしあまりにも見解が違ひます場合は、その違ひ点をはっきりいたしまして、何がゆゑにさういふ違ひかという点をはっきりいたしまして、それについてお互いに留意し合ふといふことは必要なことだと思ひます。その点は常時心がけておるつもりでございます。

○武藤委員 心がけておると言われれば、それでは具体的にどういふ点で話し合つておるかとか、どういふ目標を一致させておるかとか、いろいろ問題があります。さういふ点は失礼でございますからやめますが、次に、やはりこれは財政と非常に関係が深いのであります。三十七年度予算の財政収支の中で公債借入金一千四百八十二億円といふものが予算に計上されております。この公債借入金一千四百八十二億円を明年度金融情勢の見通しの上に立つて考えた場合に、どこが引き受けるのか、これを市中銀行にある程度引き受けさせることになりまると、他の一般の起債といふものを非常に圧迫する。金融引き締めに加えて、さらに公債借入金金の圧迫を受けて業者は大へん困ると思ひます。そこでこの公債借入金金の消化の仕方といふのは大体どんな方法でやるかでおるのか、金融面から一つ……

○山際参考人 その問題は具体的に何月にとりする、一月はどうだ、二月はどうだといふふうに政府から御相談を

受けておるわけでもございませぬし、金融機関の方でもさうなことを繰り込んで資金計画といふのはまだできないと私は思ふ。これはやはり情勢の推移とともに無理のない消化に努力するといふ方針でもつていくより仕方がない。そのためには御承知の通り金融機関等資金運用審議会という会がございす。常時金融機関と政府方面と相談の上で無理のない限度で進めていく、極力蓄積をふやまして、なるべく多くのものが消化できるように望みます。常時けれども、具体的にはそのつどの情勢に応じてきめていくという建前になつておると承知いたしております。

○武藤委員 さしつかえないような消化の仕方をするを申ししますが、私が聞きたいのは、これを一般市中銀行に買ひ受けさせますと、金融引き締めで、それでなくとも需要にとつても間に合わない資金量なんです。さういふときにさらに政府のさういふ買ひ受けをするといふことになりますと、一般の業者の資金量はそれだけ圧迫されるわけですね。そこでさういふ市中銀行に引き受けさせない方法があるのかどうか。さういふ方法を考えられるかどうか。

○山際参考人 その応募の方法は別に強制的ではございませぬ。金融機関側の資金繰り、資金計画等に基きまして、この際はさういふ多額を引き受けられぬといふことであるならば、それはそれで通ることだと考えますし、それでさしつかえないと思つております。要はできるだけの協力をいたしたいしうけれども、無理は通せないといふことだらうと思ひます。

○武藤委員 どうもさつぱり要領を得ないのでありますが、結局公債を発行するといふようなことは、いろいろな面で、各面に相当の影響があるわけですが、これを全部日銀が引き受けておるといふこともできるわけですね。その点はいかがですか。

○山際参考人 詳細の規定は私は存じませんが、当初から日銀引き受けを予定するよう公債の発行の仕方は財政法の許さぬところだらうと私は思ふ。またそれは政策としてよくないことだと思ひますから、さういふことは私どもとしてはお断りするより仕方がない、かように考えております。

○武藤委員 さういふと、やはり市中銀行にそのしわ寄せがいつて、一般業者はかかなり苦しくなるといふ判断をする以外にないと思ひます。あります。それはお答えを求めないでございす。

もう時間が大へんおそくなつておりますから簡単に尋ねておきますが、経済成長五・四%の達成をするといふ場合に、この成長に見合った適正量の通貨の供給といふのは、大体どのくらいが妥当なんでしょうか。その辺の見込みはいかがでしよう。

○山際参考人 この問題は実はもう多年にわたつて、いかにして適正通貨量といふものを決定するかといふことは鋭意研究いたしておりますが、いろいろな理論上また情勢の変化があまりにも激しいといふような点がございまして、いまだにその結論を得ておりません。要するに今やつておりますことは、ある一定の短い期間ごとに、これは行き過ぎておる、これは押えねば

ならぬ、あるいはまた供給しても大丈夫だといふ判断でそのつど進めておりますけれども、今のよう問題は今後なお研究を継続すべき問題だとは考えておりますが、現状は今申しました通りであります。

○武藤委員 それでは日銀券は明年度どのくらい増発になるという見込みもまだ全く予想は立ちませんでしうか。

○山際参考人 その問題はまだ計算はいたしておりません。予算規模もまだ確定したものと——貿易関係もどの程度の見通しを立てるか、また貯蓄の増強等もどの程度に予想し得るかといふ各般の要素がございすので、いまだ決定いたしておりません。従来の例から申しまして相当程度の膨張は——おそらく必要最小限度の金額になるだらうと考えております。つまり経済の膨張に伴ひまして、それを決済する通貨といふものはやはり増大せざるを得ないといふ見通しであることを申し上げておきます。

○武藤委員 いろいろお尋ねしうと思ひましたが、まだ検討してない点やあるいは財政とあまり密接な関係がないといふ形で答弁を避けられておりますので、この辺でやめますが、山際さん、「金融」といふ雑誌の一月号に「本年の経済界の展望」という題でいろいろ書いております。その認識を讀みますと、この前の二十九年、三十二年の経済危機との相違点を非常に明らかに浮き彫りに指摘しております。国際収支逆調の背景が全然この前とは違ひ、あるいは物価騰貴という問題が、この前と今度とは大へん違ひ、海外市況も本年下期から停滞するであ

ろ、こういう非常に悪条件を並べて警告を発しておるわけだ。ところが、ここで答弁しておるあなたの認識というものは、ここに書かれておるものよりは非常に甘い。これは政治的な配慮、対外的な配慮からという客弁をしておると思ふのであります。私は、山際さんがこの「金融」という雑誌に書いたような認識で、ほんとうに強い態度で政府や財政当局などにも自分たちの主張を強く訴えて、全体としての調和ある調整策というものを考えていかないと、この国際収支の逆調や自由化後における輸入の再増加というやうなことが必ず起こるのではないかと、こういう点を非常に心配するものであります。どうかそういう意味で、草木もなびくというやうな弱い態度でなくて、勇気を持って、日本の経済を担当するといふプライドを持ってやっていたらいいというのを要望しています。質問を終わりたいと思います。

○山際参考人 おもな事象としては、大抵御指摘の通りだと思ふ。○堀委員 そういたします。私は、実は前回からこの問題を大蔵委員会ですべておりました。本日一つ明らかにになりました。大蔵省側の見解は、流通市場を育成するために公社債のオペレーションをやるといふことを、実ははつきりおっしゃっておるわけだ。私は、公社債オペレーションは流通市場の育成などというものは無縁であるといふことを強く主張しておりましたけれども、大蔵省側はそれを固執しておる。オペレーションは、本来的には日銀の方がおやりになるものでありますから、私は総裁のお考え方が正しい、私自身もさう考へておったわけでありましたが、その点が一つ非常に明らかになつたことは喜ばしいと思ふ。

○堀委員 金融の調整をどういふふうにするかというところの具体的な結果としての現われは、何でござらんになりますか。○山際参考人 たとえば異常な金融引き締め状態が起つて、事の起こりは、御承知のように、一三月に政府の揚超が非常に多いということ、そのために非常に金利高を生じたり、また、そのために商取引その他が円滑にいかぬというやうな状態を避けなければならぬと思ふのであります。○堀委員 異常な金利高は、先ほどから総裁もお話しになっております。それに、現在自由に動くのはコールだけでございまして、コールの異常高騰という点と第一点は理解をいたしたいと思ふ。第二点は、黒字倒産、不渡り手形等が出てくるというところに理解をいたしたいと思ふ。それが、それでよろしいであらうか。

○山際参考人 おもな事象としては、大抵御指摘の通りだと思ふ。○堀委員 そういたします。私は、実は前回からこの問題を大蔵委員会ですべておりました。本日一つ明らかにになりました。大蔵省側の見解は、流通市場を育成するために公社債のオペレーションをやるといふことを、実ははつきりおっしゃっておるわけだ。私は、公社債オペレーションは流通市場の育成などというものは無縁であるといふことを強く主張しておりましたけれども、大蔵省側はそれを固執しておる。オペレーションは、本来的には日銀の方がおやりになるものでありますから、私は総裁のお考え方が正しい、私自身もさう考へておったわけでありましたが、その点が一つ非常に明らかになつたことは喜ばしいと思ふ。

つ非常に明らかになつたことは喜ばしいと思ふ。そこで、問題になりますのは、現在世上で伝えられておりますところでは、政府保証債あるいはその他のものが含まれるかわかりませんが、百億ないし百五十億の公社債オペレーションが期待されておる。こういうふうに伝えられておるわけでありまして、これがもし行なわれたとした後に、コールがはたしてどういふふうに変わるか、要するに、銀行一本でオペレーションを行なつた場合と、そういうものをあわせて行なつた場合と、現状の段階では私はあまり相違がないのではないかと、私どもは、そういうかまへからするならば、当面現在の株価の動き等を見ておりました。公社債オペレーションを、そのやうなコール市場における金利の調整のために行なふ必要はないという判断の上で立つておるわけでありまして、そこで、もしおやりになるとするならば、そのあたりに明らかにコールの変化が出てこなければならぬわけでありまして、その点についての確認たる見通しがあつてでなければ、もちろん先ほどから政策委員会の決定だとはお話しになっておりますけれども、その政策委員会に日銀当局としての意向を反映される方向としては、そういう確固たる見通しがある場合に限られるかどうか、その点を一つはつきりお答えしたいと思ふ。

○山際参考人 私は、コールのあり方を決定するのは、要するに、全資金需要と全資金供給量とのバランスだと思つております。その間において、今証券に向かつておる公社債がどれだけのウェイトを持つておるか、あるいはまた、今度考へておりますのは、繰り返して申し上げます通り季節的な対策でございますから、いれず買戻しの条件をつける考え方で進んでおります。従つて、全体のコール市場の将来といふものが、それによつてどの程度影響されるかという問題につきましては、これはそこまでの読みはなかなか読み切れないと思ふ。海外の事情もいろいろ重なる参りまして、それがどういふふうに関係するかと入つてくるのは短期の資金がもつと入つてくるのか入つてこないのか、いろいろな条件がございましてから判断いたしかねますが、今度の対策として考へておりますのは、申し上げました通り、どこまでも、一三月の揚超に對して、ほおつておいたらより異常になるだらうと思つておる。その異常にしないので済ませようという程度のものでございまして。

○堀委員 今のうちに、単純に財政の揚げ下げの面だけからお話しになるならば、私は公社債オペレーション、必要ないと思ふ。なぜかといふならば、ともかく七百億おやりになる中で、百億それによつたからどうという問題ではございせんし、今おっしゃるように入、ただいまは短期資金が相当流入しておるやうな傾向がございまして、ですから、緩密なその時点における財政の揚超、散超の状態というものは、必ずしもどういふふうになるか、もちろん見通しは立たないと思ふ。が、お話しになった条件が二つであつて、その一つがやはりコールに關係するといふことになるならば、現在のコール高を招来しておりますものが、確かに証券のコールの取り方にあるといふことは事実私も考へられるわけでありまして、その点が証券にそれを出した場合にはつきり下がるという見通しがもしなければ、これはやる必要はないと思ふのであります。その点は日銀の政策委員会の方に、日銀当局としても国会の意思として一つお伝えを願ひたいと思ふわけでありまして。

○堀委員 もう一つ申し上げておきたいのは、先ほどからいろいろ議論がございまして、さつき武蔵委員あるいは平岡委員も触れましたけれども、本年度の予算とそれから今後の金融の關係の問題でございまして。実は本年度予算は、先ほどから五・四％の成長になつておりますが、この成長の寄与率を基本的な調へてみますと、例年と著しく異なつておまして、昨年度は大体個人消費が四三・二％で、設備投資が二七・一％、大きなものを申し上げまして、政府の支出は一九・八％、こういう格好になつております。のが、今年個人消費が八二・二％で、政府支出は五・一％、その寄与率はあつて個人消費と政府の支出にかつておるといふのが本年度の実態でございまして。ここで、皆さんの方でいろいろお書きになったものを読んでみましても、最近の日銀のいろいろな問題は、政府の経済政策のしりぬぐいを見せておられておるといふふうに感じられるわけでありまして。設備投資も減りまして六・七％、在庫に至つては六・一％も、寄与率の中では逆のマイナス効果になるやうな経済見通しなり予算の組み方がこれからさういふ段階で、はたして金融だけによつてこれらのことがコントロールできるのかどうか、皆

さんの方は自信があるのかどうか、これをちょっと伺っておきたいと思ひます。

○山際参考人 財政の金融に及ぼす比重が非常に高くなつて参つておることは、御指摘の通りだと私は思ひます。その意味から申しますと、幾ら金融の方でがんばりましても、そこにはおのずから限界がありまして、それだけでは、御指摘の通り目的を達することは十分でないと思ひます。おっしゃる通り、場合によつては事後的に処理をしなければならぬ、ある事態が起つておつて、その事態をうまく処理するために、あとから手を加えなければならぬといふものも相当多いといふことは否定できない点があります。これは国全体の経済のあり方の問題といひまして望ましくはありませんけれども、やむを得ざる結果でもあらうかと思ひます。いかにそれを全体として調和をとりながら、あまり弊害が片寄らずに過ぎ得るかといふところに私どもの苦心があるわけでございます。予算も私も別に審議するわけでもございせんので、ただ予算編成方針に信頼をいたしまして、そういうことのないように一つお願いをしたい、実はかように考えているわけでございます。

○堀委員 最後に、今の池田さんがとつておられる高度成長政策といふものは、この前の委員会でも申し上げましたけれども、私は、いろいろな面から自由主義経済に対する制約がやや強過ぎる、こういう判断をしているわけでございます。今は資本主義の社会でございますから、われわれはその制度自体、全体の問題としては異論がありません。

れども、少なくとも現状が資本主義の社会として動いているならば、ある程度自然な、自由な経済的な動きがお互いに現われることが、チェック・アンド・バランスしながら発展をさせるというのが資本主義経済の本来の姿ではないかと思ひますけれども、遺憾ながら人為的な政策的操作が多過ぎるために、いろいろなものにひずみが生じているものがあるといふのが、私は日本の経済の現状ではないかと思ひます。そのしりぬぐいを、あえて量的な引き締めだけで日銀がやらされておるといふような国は、資本主義の諸国家においても日本以外他に比がないと思ひます。

そこで、もう一つ伺いたいことは、かねてすべての問題に優先して金融正常化といふ問題が常に論じられてくるのでありますが、私は今のような人為的、政策的、統制的といふものか、そういう池田さんのような政治のあり方の中では、金融正常化などということはおほつかない、だめだと思ひます。これを正常化していくためには、おそらく皆さんにその意欲がなければならぬ。一体どういふ形で、この政策の中で金融正常化をやつていかれるのか、それに対するお考えを少し具体的に、どこから手をつければ金融正常化といふことが、高度成長政策なりこの政策の中で行ない得るか、もう行なえないものかどうか、その点を伺いたい。

○山際参考人 一つの目標なりめどなりとして発展の想像図を持つといふことは、私は一つの尺度にならうかと思ひます。これに対応する関係者が、一べん示されたものは必ず達成すべきものなりと考える考え方がいかにあるか、

思ひます。御承知のように、日本経済の置かれた現状から申しますと、敗戦の結果でもございまいしょうが、経済界は大へんな競争でございまして、いわゆるシェアを争ひ合つておられます。自分らの領域を保持しようといふために、無用とは知りながらも、やむを得ず競争しているという場合が非常に多い。これは単に金融界ばかりではございせん。産業界またしかり。これらの考え方を基本的に修正いたしまして、おっしゃられる通り、自己の責任においてどこまでも、何と申しますか、確信のある景気の循環過程なりあるいは自分の力の限度なりを知りまして、経済的、合理的に活動するといふ風が一般的に支配しない限り、なかなかその是正はむずかしいと思ひます。今ちょうど金融制度調査会が金融正常化問題を討議しつづけておられます。そういう国民性であるとは申しませんけれども、そういう状態をどうして直すかといふところに議論が帰着するのであります。すべてのものを合理的に、かつ資本主義らしく自己の責任においてやつていくというやうな精神に徹せしめるのはどうしたらいいか、こういうことの方がもはや先決問題になりつつあるかのごとく考へております。少しでも努力を続けまして、そうして正常の方向に持っていくたいとわれわれは考へております。

○堀委員 シェアの拡大の問題が、出ましたから、最後にもう一べん、くどいようですが、昨年の公社債投資信の経緯は、四大証券がシェアの拡大のための競争をしまして、さつきお触れになつたやうな格好が出て、その

しりぬぐいを今公社債オペレーションに持つてきているというのが現実だと私は思つておるのでございまして。こういう点を含めまして、やはりおきゆうを一回すえなさいと、ともかくもやつた跡始末は、困つたら何とかしてくれませんかといふやうな安易なあり方では、今言つた通りシェアの拡大を不当にやろうとする者に対してチェックはできないと思ひますので、一つ日銀總裁としては、現実の姿の中でそういう今の御方針の上で問題を処理していただきたいといふことを要望いたしまして、質問を終わります。

○小川委員長 これにて山際日銀總裁に対する質疑は終了いたします。

山際日銀總裁には、御多用の中ところ長時間にわたつて御出席をいただき、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。(拍手)

○小川委員長 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、財政法の一部を改正する法律案、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の五案を一括して議題といたします。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案  
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案  
産業投資特別会計法(昭和二十八

年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び第十四項」を「第十四項及び第十六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 政府が日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に対して負う債務は、この会計の負担とする。

第三条中「及び第十四項」を「第十四項及び第十六項」に改め、「合計額」の下に「から千七百六十四億円及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第 号)附則第二項の規定により一般会計に帰属する貸付金の元金の額を控除した額」を加える。

第四条中「外貨債又は外貨借入金金の償還金及び利子」の下に「第一条第三項に規定する債務の元金及び利子」を加える。

附則中第十六項以下を一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の一項を加える。

16 政府は、昭和三十七年度において、この会計の投資の財源の一部に充てるため、一般会計から、二百三十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附則  
1 この法律中附則第十五項の次に一項を加える改正規定及びこれに係る改正規定は公布の日から、その他の規定は日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2 日本国に対する戦後の経済援助

16 政府は、昭和三十七年度において、この会計の投資の財源の一部に充てるため、一般会計から、二百三十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際産業投資特別会計に属する資産のうち旧連合国軍人等住宅公社に対する貸付金に係る権利は、当該協定の効力発生の際、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律（昭和二十七年法律第四十二号）附則第三項の規定により当該貸付金に係る償還義務を承継した一般会計に帰属するものとする。

#### 理由

政府が日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国政府に対して負う債務を産業投資特別会計の負担として経理し、また、この会計の投資の財源の一部に充てるため、昭和三十七年度において、一般会計からこの会計に繰入金をするため、所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 財政法の一部を改正する法律案

##### 財政法の一部を改正する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づ

き特に緊要となつた経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合  
二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

附則第七條第二項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同條第七項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 審議会の臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附則第七條第六項を同條第七項とし、同條第五項ただし書を削り、同項を同條第六項とし、同條第四項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同條第五項とし、同條第三項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

附則第七條に次の一項を加える。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九條の見出しを「補正予

算」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九條第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

3 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九條の十一の見出しを「補正予算」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九條の十一第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第三十九條の十二を次のように改める。

第三十九條の十二 削除

4 日本輸出入銀行法（昭和二十五

年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十條の見出しを「（補正予算）」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に、「追加予算及び予算の修正」を「補正予算」に改め、同項を同條第二項とする。

5 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十條の見出しを「（補正予算）」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には」に、「追加予算」を「補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第十條第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

6 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「（補正予算）」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第二十八條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に、「追加予算及び予算の修正」を「補正予算」に改め、同項を同條第二項とする。

7 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十條の見出しを「（補正予算）」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第五十條第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十條 削除

第五十條 削除

第五十條 削除

第五十條 削除



|              |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 三等級の職務にある者   | 一九、二〇〇円 | 二二、四〇〇円 | 二七、二〇〇円 | 三〇、四〇〇円 | 四三、二〇〇円 | 五六、〇〇〇円 | 七〇、四〇〇円 | 八八、〇〇〇円 |
| 四等級の職務にある者   | 一六、八〇〇円 | 一九、六〇〇円 | 二三、八〇〇円 | 二六、六〇〇円 | 三七、八〇〇円 | 四九、〇〇〇円 | 六一、六〇〇円 | 七七、〇〇〇円 |
| 五等級の職務にある者   | 一四、四〇〇円 | 一六、八〇〇円 | 二〇、四〇〇円 | 二二、八〇〇円 | 二三、四〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 五二、八〇〇円 | 六六、〇〇〇円 |
| 六等級の職務にある者   | 一二、二〇〇円 | 一五、四〇〇円 | 一八、七〇〇円 | 二〇、九〇〇円 | 二九、七〇〇円 | 三八、五〇〇円 | 四八、四〇〇円 | 六〇、五〇〇円 |
| 七等級以下の職務にある者 | 二、〇〇〇円  | 一四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 五五、〇〇〇円 |

備考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

附則

- この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 改正後の国家公務員等の旅費に關する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

理山

職員の旅費の実情等にかんがみ、内国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律案  
昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律案

(特別措置法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定)  
第一条 旧令による共済組合等から

の年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。)第六條第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七條の二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。)第二條第一項第二号に規定する旧法(以下「旧法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相當するものについては、昭和三十七年十月分以後、その額を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和三十三年法律第二百二十六号。以下「昭和三十三年法律第二百二十六号」という。)第一條及び第二條の二の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給(次の各号に掲げる年金については、当該各号に掲げる年金については、当該各号に掲げる仮定俸給。以下次條第一項において「昭和三十三年の仮定俸給」という。)に對應する別表第

一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和三十三年法律第二百二十六號第一條の二第二項において準用する同法第一條第二項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金 同法第一條の二第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給

二 昭和三十三年法律第二百二十六號第一條第二項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金(前号に掲げる年金を除く。) 同法第一條第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給

三 昭和三十三年法律第二百二十六號第一條の二の規定の適用を受けなかつた年金(前号及び次号に掲げる年金を除く。) 同法第一條第一項の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給

四 昭和三十三年法律第二百二十六號第一條の規定の適用を受けなかつた年金 昭和二十七年に於ける給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定により年金の額の改定に關する法律(昭和二十八年法律第六十号。以下「昭和二十八年法律第六十号」という。)第三條第一項及び第二項の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給(同法第三條第四項において準用する同法第一條第三項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金については、同法第三條第一項及び第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給)

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定した年金額とする。

3 第一項の規定により年金額を改定された年金のうち同項に規定する退職年金に相當するもの又は遺族年金に相當するもの(以下この項において「遺族年金」という。)については、これらを受ける者(遺族年金を受ける妻、子及び孫を除く。)が六十歳に達する月までは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。

4 第一項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十三年六月分(昭和三十三年九月三十日)において七十歳に達している者については同年九月分、同年十月一日から昭和三十三年五月三十一日までの間に七十歳に達する者については七十歳に達した月分)までは、改定年金額と従前の年金額との差額の十分の五に相當する金額の支給を停止する。

5 第三項後段の規定は、前項の場合において、第三項後段中「六十歳」とあるのは、「七十歳」と読み替へるものとする。

(特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条 特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金については、昭和三十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務による傷病を給付事由とする年金 昭和三十三年の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給に千分の千二百二十四(当該仮定俸給が九千七百四十以下であるときは千分の千三百三十一、九千四百二十五円であるときは千分の千二百二十九、九千八百五十円であるときは千分の千二百二十七、一万二千五百八十八円であるときは千分の千二百二十五。以下次号及び次条第三項において同じ。)を乗じて得た額を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一条に規定する共済協会又は同法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする)により算定した額とする。

二 公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金 昭和三十三年の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給に千分の千二百二十四を乗じて得た額を俸給とみなし、それぞれ前号に規

定する旧陸軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合が支給した年金の算定の例(その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、公務による死亡を給付事由とする年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に同じ、同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとし、公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金にあつては、特別措置法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする)により算定した額とする。

2

次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第一号に掲げる年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする)。

二 前項第二号に掲げる年金のうち公務による死亡を給付事由とするもの 七万一千円

三 前項第二号に掲げる年金のうち公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とするもの 四万二千六百円

3

前項第二号に掲げる年金を受ける権利を有する者に扶養遺族(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第二十四条に規定する遺族(夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千円

4

前条第二項の規定は第一項第一号の規定による年金額の改定の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項第二号の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は第二項第二号又は第三号の規定による年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。

(旧法による年金の額の改定)

第三条 昭和二十八年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(同法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和三十三年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に改定する。

一

昭和三十三年法律第二百二十六号第三条第二項において準用する同法第一条の二の規定により改定された年金 その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給(同法第三条第四項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金)とされた年金については、同法第三条第二項において準用する同法第一条の二第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給。以下次号及び第三項において同じ。)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額とする。

二 昭和三十三年法律第二百二十六号第三条第一項の規定により改定された年金(前号に掲げる年金を除く) その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給(同法第三条第四項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金)とされた年金については、同法第一条及び第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定

2

昭和二十九年一月一日以後に旧法の退職(死亡を含む。)をした項及び次条において同じ。)をした組合員に係る旧法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金で、昭和三十三年九月三十日において現に支給されているものについては、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる俸給(その額が三万四千五百円以下であつた場合には、その額にそれぞれ対応する昭和三十三年法律第二百二十六号別表第一の仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を退職当時の俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和二十八年十二月三十一日以前から引き続き在職していた組合員にあつては、同日において施行されていた給与に關する法令(以下「旧給与法令」という。)がその者の退職の日まで施行され、かつ、その者が同年十二月三十一日において占めていた官職を變換することなく退職をしていたとしたならば、その者が旧給与法令の規定により受けべきであつた俸給で、これらの年金の額の算定の基準となるべきもの

二 昭和二十九年一月一日以後旧法の組合員となつた者にあつて

3

は、旧給与法令がその者の退職の日まで施行され、かつ、その者が旧法の組合員となつた日において占めていた官職を要するものとなく退職をしていたとしたならば、その者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給で、これらの年金の額の算定の基準となるべきもの

旧法第九十条の規定による年金のうち次の各号に掲げるものについては、昭和三十三年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

- 一 昭和三十三年法律第二百二十六号第三条第四項において準用する同法第二条第二項の規定により改定された年金 その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に千分の千二百二十四を乗じて得た額を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例により算定した額
- 二 昭和三十三年法律第二百二十六号第三条第三項の規定により改定された年金（前号に掲げる年金を除く） その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に千分の千二百二十四を乗じて得た額を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例により算定した額

4

第一条第二項から第五項まで（公務員による職務を給付事由とする年金については、同条第二項に限る。）の規定は前第三項の規定による年金額の改定の場合について、前条第二項及び第四項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）の規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項の規定は前項の規定による年金（公務員による死亡を給付事由とする年金に限る。）の額の改定の場合について、それぞれ準用する。

（公共企業体の共済組合が支給する年金の額の改定）

- 第四条 前条の規定は、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三条第一項に規定する共済組合が支給する年金のうち、前条の規定の適用を受ける年金に相当するもの（昭和三十一年六月三十日以前に退職をした旧法の組合員に係るものに限る。）について準用する。

5

を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。ただし、その端数を切り捨てた額が改定前の年金額を下ることとなるときは、この限りでない。

（費用の負担）

- 第六条 第三条の規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第二十条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員で同法の長期給付に關する規定の適用を受けるもののうち国家公務員である者（旧法の規定が適用されるものとした場合において、同法の長期給付に關する規定の適用を受けない者を除く）及び国家公務員共済組合法第九十九条第二項各号に掲げる費用を負担する地方公共団体の職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて、国及び当該地方公共団体が負担するものとする。

6

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条中

（他の法律の一部改正）

- 第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法のの一部を次のように改正する。
- 第七條第一項中「又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律（昭和三十三年法律第二百二十六号）第一條、第一條の二若しくは第二條」を「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律（昭和三十三年法律第二百二十六号）第一條、第一條の二若しくは第二條又は昭和三十三年法律第二百二十六号第一條若しくは第二條」に改める。
- 第四条 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部を次のように改正する。

7

第七條第一項第一号イ中「恩給公務員期間」の下に「（法律第五十五号附則第四十三條の規定の適用を受ける者のその適用に係る期間を除く。）」を加える。

第十五條第二項中「九万五千円」を「十一万円」に、「五十万円」を「五十五万円」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五條第二項本文の規定の適用を受けた更新組合員については、前項の規定を適用する場合に、同項中「恩給法」とあるのは、「恩給法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百二十四号）」による改正前の恩給法とする。

別表中「一六五、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に改める。

（施行法の改正に伴う経過措置）

- 第六條 改正後の施行法第十五條第二項の規定は、昭和三十三年十月分以後の退職年金について適用

し、同年九月分以前の退職年金については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 改正後の施行法第十五条第三項の規定は、この法律の施行前に給付事由が生じた退職年金について

も適用する。  
3 昭和三十七年九月三十日以前に給付事由が生じた施行法第二十四

条に規定する公務による廃疾年金の同年九月分までの額の算定については、なお従前の例による。

4 前三項に定めるもののほか、施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

別表第一

昭和二十八年法律第六十号別表又は昭和三十三年法律第二百二十六号別表第一の仮定俸給

仮 定 俸 給

|        |        |
|--------|--------|
| 五、九〇〇円 | 七、一六七円 |
| 六、〇五〇  | 七、三五八  |
| 六、二〇〇  | 七、五三三  |
| 六、四〇〇  | 七、七七五  |
| 六、六〇〇  | 七、九二五  |
| 六、九〇〇  | 八、二〇〇  |
| 七、二〇〇  | 八、六〇〇  |
| 七、五〇〇  | 九、〇一七  |
| 七、八〇〇  | 九、四二五  |
| 八、一〇〇  | 九、八五〇  |
| 八、四〇〇  | 一〇、二五八 |
| 八、七〇〇  | 一〇、六七五 |
| 九、〇〇〇  | 一〇、九四二 |
| 九、三〇〇  | 一一、二〇八 |
| 九、六〇〇  | 一一、五一七 |
| 一〇、〇〇〇 | 一一、九五〇 |
| 一〇、四〇〇 | 一二、三三七 |
| 一〇、八〇〇 | 一二、六七五 |
| 一一、二〇〇 | 一三、一〇〇 |
| 一一、六〇〇 | 一三、五二五 |
| 一二、一〇〇 | 一三、九九二 |

|        |        |
|--------|--------|
| 一一、六〇〇 | 一四、四六七 |
| 一一、一〇〇 | 一五、〇五八 |
| 一一、三九二 | 一五、四一七 |
| 一一、八九二 | 一五、九〇〇 |
| 一四、三八三 | 一六、三六七 |
| 一四、八八三 | 一七、三〇八 |
| 一五、一五八 | 一七、五五〇 |
| 一五、八四二 | 一八、二五八 |
| 一六、五一七 | 一九、二〇八 |
| 一七、二〇〇 | 二〇、二五八 |
| 一七、八八三 | 二〇、七九二 |
| 一八、五五八 | 二一、三〇〇 |
| 一九、二五八 | 二一、〇三三 |
| 一九、六九三 | 二二、四五八 |
| 二〇、三九二 | 二三、七〇八 |
| 二一、一五八 | 二四、三二五 |
| 二一、九五八 | 二四、九六七 |
| 二二、七五八 | 二六、二一七 |
| 二三、五五八 | 二七、四七五 |
| 二三、八五〇 | 二七、八〇〇 |
| 二四、七五〇 | 二八、八三三 |
| 二五、七五〇 | 三〇、三〇八 |
| 二六、七五〇 | 三一、七六七 |
| 二七、八五〇 | 三三、六六七 |

|        |        |
|--------|--------|
| 二八、九五〇 | 三三、五五〇 |
| 二九、七二七 | 三五、三二五 |
| 三〇、八一七 | 三七、一〇八 |
| 三一、二五八 | 三七、四六七 |
| 三二、五八三 | 三八、八八三 |
| 三三、九〇〇 | 四〇、六六七 |
| 三五、二一七 | 四二、四五〇 |
| 三五、九〇〇 | 四四、二二五 |
| 三七、三〇〇 | 四五、三四二 |
| 三八、八〇〇 | 四六、五三三 |
| 四〇、三〇〇 | 四八、八三三 |
| 四一、八〇〇 | 五一、一五〇 |
| 四三、三〇〇 | 五二、三一七 |
| 四四、八〇〇 | 五三、四五〇 |
| 四六、三〇〇 | 五五、七五〇 |
| 四七、八〇〇 | 五六、八〇八 |
| 四九、五〇〇 | 五八、〇五八 |
| 五一、二〇〇 | 六〇、三五八 |
| 五二、九〇〇 | 六二、八六七 |
| 五四、八〇〇 | 六四、一五八 |
| 五六、七〇〇 | 六五、三八三 |
| 五八、六〇〇 | 六六、六六七 |
| 六〇、五〇〇 | 六七、九〇〇 |
| 六二、六〇〇 | 七〇、四〇八 |
| 六四、七〇〇 | 七二、九一七 |
| 六六、八〇〇 | 七四、一五〇 |
| 六九、〇〇〇 | 七五、四三三 |

別表第二

| 仮 定 俸 給                | 率     |
|------------------------|-------|
| 四九、七〇八円以上のもの           | 一七・〇割 |
| 四五、七〇八円をこえ四九、七〇八円以下のもの | 一七・五割 |
| 四三、七〇八円をこえ四五、七〇八円以下のもの | 一八・〇割 |
| 四二、一一七円をこえ四三、七〇八円以下のもの | 一八・五割 |
| 二九、四六七円をこえ四二、一一七円以下のもの | 一九・〇割 |
| 二八、〇六七円をこえ二九、四六七円以下のもの | 一九・五割 |
| 一六、九二五円をこえ二八、〇六七円以下のもの | 二〇・〇割 |
| 一六、二五八円をこえ一六、九二五円以下のもの | 二〇・五割 |
| 一五、七二五円をこえ一六、二五八円以下のもの | 二一・〇割 |
| 一五、二〇〇円をこえ一五、七二五円以下のもの | 二一・五割 |
| 一四、七二五円をこえ一五、二〇〇円以下のもの | 二二・〇割 |
| 一四、二五〇円をこえ一四、七二五円以下のもの | 二二・五割 |
| 一三、八四二円をこえ一四、二五〇円以下のもの | 二三・〇割 |
| 一三、四三三円をこえ一三、八四二円以下のもの | 二三・五割 |
| 一二、九四二円をこえ一三、四三三円以下のもの | 二四・〇割 |
| 一二、六〇〇円をこえ一二、九四二円以下のもの | 二四・五割 |
| 一二、三〇〇円をこえ一二、六〇〇円以下のもの | 二五・〇割 |
| 一一、〇〇〇円をこえ一二、三〇〇円以下のもの | 二五・五割 |
| 一一、五四二円をこえ一一、〇〇〇円以下のもの | 二六・〇割 |

備考

一 年金額の算定の基準となつてゐる昭和二十八年法律第百六十号別表又は昭和三十三年法律第百二十六号別表第一の仮定俸給が五、九〇〇円未満のときは、その仮定俸給の額に千分の千二百十四を乗じた得た金額（一円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた金額）をこの表の仮定俸給とする。

二 仮定俸給のうち五、九〇〇円をこえ、六九、〇〇〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

一、一〇〇円をこえ一、五四二円以下のもの  
二、一〇〇円以下のもの

二六・五割  
二七・〇割

六 級

五二、〇〇〇円

別表第三

| 障害の等級 | 年 金 額    |
|-------|----------|
| 一 級   | 一三三、〇〇〇円 |
| 二 級   | 一八九、〇〇〇円 |
| 三 級   | 一五一、〇〇〇円 |
| 四 級   | 一〇七、〇〇〇円 |
| 五 級   | 七〇、〇〇〇円  |

備考  
一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基いて大蔵大臣が定めたとする。  
二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一〇七、〇〇〇円」とあるのは、「一二九、〇〇〇円」と読み替へるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

理 由

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正内容に準じて改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム以下同ジ）」を「社債其ノ他ノ有価証券」に改める。  
第三条ノ二の次に次の一条を加える。  
第三条ノ三 命令ヲ以テ定ムル国民

第三条ノ三 命令ヲ以テ定ムル国民

貯蓄組合ノ代表者ハ組合員タラントスル者ニ付其ノ組合員タル資格ニ關スル事項ヲ調査スル為ニ必要ナル証明ヲ求ムルコトヲ得  
第四条を次のように改める。  
第四条 第三項第一項前段ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル国民貯蓄組合ノ組合員（法人ヲ除ク）ガ国民貯蓄組合ノ幹旋ニ依リ且命令ノ定ムル所ニ依リ非課税貯蓄申込書ヲ貯蓄ノ受入ヲ為ス者ニ提出シテ左ニ掲グル貯蓄ヲ為シタル場合ニ於テ第一号又ハ第二号ニ掲グル貯蓄ノ元本ガ五十万円ヲ超エザルトキ及第三号ニ規定スル有価証券ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ買入レ且保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ為シタルモノノ額面金額又ハ之ニ準ズル金額（以下額面金額等ト称ス）ノ合計額ガ五十万円ヲ超エザルトキハ此等ノ貯蓄ニ係ル利子、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ所得税ヲ課セズ  
一 命令ヲ以テ定ムル預金中何レカ一ノ預金

二 金銭信託中合同運用信託  
三 国債及第二項第一項第八号ニ掲グル有価証券ノ買入  
前項ニ規定スル非課税貯蓄申込書ハ同項各号中何レカ一又ハ二ノ号ニ掲グル貯蓄ニ付テノミ之ヲ提出スルコトヲ得  
第一項ノ規定ハ組合員ガ其ノ資格ヲ喪失シ又ハ其ノ属スル国民貯蓄組合ガ解散シタル後ニ支払ヲ受クベキ利子、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ之ヲ適用セズ  
第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス  
附 則  
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。  
2 改正前の国民貯蓄組合法（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する貯蓄でこの法律の施行の際現に存するものにつき、昭和三十一年九月三十日（同年四月一日以後最初の利子又は利益を支払うべき日）が同年十月一日以後に到来するものについては、当該支払

うべき日）までに支払うべき利子又は利益については、次項並びに附則第五項及び第六項に定めるものを除き、なお従前の例による。  
3 国民貯蓄組合の組合員が前項に規定する貯蓄につき、昭和三十一年九月三十日までに、大蔵省令で定めるところにより、改正後の国民貯蓄組合法（以下「新法」という。）の適用を受けるための申込書（以下「新法適用申込書」という。）を当該貯蓄の受入れをした者に提出した場合に、当該貯蓄は、その提出があつた日以後、新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出した貯蓄とみなす。  
4 同一の組合員が新法適用申込書及び新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出しようとするときは、同項各号のうちいずれか一又は二の号に掲げる貯蓄についてのみこれらの申込書を提出することができる。  
5 附則第二項に規定する貯蓄につ

き、同項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第四項の規定により同条第一項に規定する元本又は額面金額を計算する場合において、同一の組合員が新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄又は新法適用申込書を提出した貯蓄を有しているときは、これらの貯蓄を附則第二項に規定する貯蓄とみなして、同項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第四項の規定を適用する。  
6 新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄又は新法適用申込書を提出した貯蓄につき、同条第四項の規定により同条第一項に規定する元本又は額面金額等を計算する場合において、同一の組合員が附則第二項に規定する貯蓄で新法適用申込書を提出してないものを有しているときは、大蔵省令で定めるところにより、当該貯蓄を同条第一項に

規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄とみなして、同条第4項の規定を適用する。

### 理由

最近の経済金融の情勢にかんがみ、貯蓄の増強に資するため、国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金等の利子等に係る所得税の非課税限度額を引き上げるとともに、国民貯蓄組合のより適正な運営を期するため、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小川委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。天野大蔵政務次官。

○天野政府委員 ただいま議題となりました産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本法律案は、次の二点につき所要の改正を行なうことを内容とするものでございます。

第一に、政府はいわゆるガリオア、エロア等の戦後の対日経済援助の最終的処理をはかるため、今国会に日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を提出し、その御承認を求めています。この協定に基づいて政府が合衆国政府に対して負うこととなる債務は、米國対日援助見返資金特別会計廃止の際その資産を承継した産業投資特別会計の負担とし、この会計から元利金の支払いを行なうことが最も適當であると考へられます。

従いまして、本法律案におきましては、産業投資特別会計法に所要の改正を加え、この協定に基づく債務は、この会計の負担とするにとともに、この債務の元金四億九千万ドルに相当する円金額千七百六十四億円を資本から債務に振りかえる等の措置を行ない、また、この債務の元利金の支払いをこの会計の歳出といたしております。

第二に、昭和三十一年度の産業投資特別会計予算におきましては、同年度の日本輸出銀行、農林漁業金融公庫、日本住宅公団、住宅金融公庫等に對する投資需要を充足するために、総額五百三十二億円の投資を行なうこととしたしておりますが、この投資の確保をはかりましたためには、その財源の一部を一般会計から補充する必要がありました。よって昭和三十一年度において、この会計の投資の財源の一部に充てるため、二百三十億円の限り、一般会計からこの会計に繰り入れることができるよう所要の改正を加えることとしたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。

次に、財政法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、国の財政の合理的な運営に資するため、財政法第二十九条の規定による追加予算及び予算の修正に關する制度を整備するとともに、財政制度審議会の構成について所要の改正を行なうことをおもな内容とするものであります。

以下、その改正の要点につきまして御説明申し上げます。

まず、財政法第二十九条の規定につ

きましては、御承知の通り、補正予算による産業投資特別会計資金への繰り入れに關し、かつて再度にわたつて論議が生じた事実にかんがみ、財政制度審議会の慎重な審議を経まして、今後このような論議が起こらないように、当該年度においては国庫の外に払い出されないような後年度の支出財源に充てるための繰り入れも予算の追加の対象となり得る旨を注意的に明示する等規定の整備を行なっております。

また、現行第二十九条は、第一項が「追加予算」の規定、第二項が「予算の修正」の規定となつておりますが、その運営の実際におきましては、この両者が一体となつて補正予算として編成されております。この実際の取り扱いと考へられますので、実情に適合するよう「補正予算」という名称に統一することとし、さらに、現行規定上追加予算は「予算作成後」、予算の修正は「予算成立後」に生じた事由に基づくものであることを要件としていますが、このように両者につき異なつた取り扱いをすることは、運用上支障を生ずるおそれも考へられますので、追加以外の予算の変更につきましても「予算作成後」の事由によることに統一する等所要の改正を行なっております。

なお、これに伴ひまして、政府關係機關として、その予算について国会の議決を要することとなつております公社、公庫等の追加予算及び予算の修正に關する規定につきましても、財政法の改正に準じて整備をはかる必要がありますので、附則におきまして關係法律の一部を改正することとしたしております。

次に、財政制度審議会につきましても、同審議会が国の予算、決算及び会計の制度に關する重要な事項を調査審議するものであることにかんがみまして、今後各般の問題を検討するにあたり、広く有識者の参加を得ることができよう、会長を大蔵大臣とするにとともに、特別の事項の調査審議にあたる臨時委員を置くことができることとしたしました。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近における職員の旅行の事情等にかんがみ、内國旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を実費弁償の建前に即して改定するとともに、あわせて所要の規定の整備を行なうこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、改正の要点を御説明申し上げます。

日当、宿泊料、食卓料等につきましては、最近における宿泊料金の実態等を考慮し、法律の別表を改正して、その定額を平均二割程度引き上げるとともに、その際現行の職務の等級一等級から八等級までの旅費支給区分七段階を四階段に整理し、等級別の支給定額の格差の縮小に努めることにいたしました。

また、移転料につきましても、職員の出張の支給等を考慮して、現行定額を約五割引き上げることとしたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

次に、昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に關する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定により現に支給されております年金を、このたび別途、本国会に提案いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて改定いたそうとするものであります。

以下、その概要を申し上げます。

第一に、退職年金、遺族年金等につきましても、その額を恩給法による同種の恩給の改定措置に準じて改定いたすこととしております。

第二に、公務に基づく傷病または死亡を給付事由とする年金につきましても、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による同種の給付の改定措置等を考慮して、年金額の改定及び最低保障額の引き上げの措置を講ずることとしております。

第三に、以上の年金額改定のほか、若年者に対する増額分の支給停止、高齢者に対する繰り上げ支給その他につきましても、恩給に準じて所要の措置を講ずることとしたしております。

次に、旧国家公務員共済組合法の規定により現に支給されております年金につきましても、以上申し述べました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の改定に準じて所要の改正を行なうこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由とその概要であります。

最後に、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

国民貯蓄組合法は、国民の健全な貯蓄を奨励する目的で、昭和十六年に制定施行されたものでありまして、戦後におきまして、経済の再建と安定成長のための貯蓄の推進に大きな役割を果たして参つたのであります。特に、最近の経済情勢において、貯蓄の増強がますます重要となつて参つたことにかんがみまして、今般、税制面における貯蓄の優遇措置を講ずるとともに、国民貯蓄組合の一層の活用により貯蓄の推進に資するため、組合のあつせんによる貯蓄の利子等にかかる所得税の非課税限度額の引き上げを行なうこととし、また、この際、あわせて国民貯蓄組合のより適正な運営を期するため、所要の措置を講じようとするものであります。

以下、改正の内容について、簡単に御説明申し上げます。

まず、国民貯蓄組合のあつせんによる貯蓄の利子等にかかる所得税の非課税限度額につきましては、昭和三十三年の改正以来、一種類の貯蓄につき三十万円となつておりましたが、近年における国民所得の増大とこれに伴う国民一人当たりの貯蓄の増加に即応し、この際、これを五十万円に引き上げようとするものであります。

なお、貯蓄の増強のため国民貯蓄組合のあつせんの対象とし得る有価証券について、新たな種類を追加する必要が生じてくることも考え、命令によつて所要の措置をとれることにしようとするものであります。

一方、国民貯蓄組合制度のより適正

な運営をはかるため、非課税扱いとし得る貯蓄の種類が従前多様でありましたのを三種類に分類し、同一の組合員はそのうち二種類を選択し得ることとするともに、非課税扱いを受けようとする貯蓄については、貯蓄を受け入れる機関に対し非課税貯蓄申込書の提出を要することとしようとするものであります。

さらに、いわゆる窓口組合については、その組合長に対し、組合に加入しようとする者の資格の調査を行なうため必要な証明を求める権限を与えようとするものであります。

なお、国民貯蓄組合のあつせんによる貯蓄でこの法律の施行の際現に存するものにつき、昭和三十七年九月三十日まで、なお従前の例による等、制度の切りかえが円滑に進行するための必要な措置を定めようとするものであります。

以上、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案外四法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次会は来たる十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

大蔵委員会議録第一号中正誤

ページ 行 誤 正  
三一 三 政府 政策  
三五 四 伺いたいこ 伺いたいと